

仙台市地域防災計画（中間案）からの修正事項 新旧対照表【風水害等災害対策編】

旧頁	節	中間案	修正案	備考																				
4	1部 1章 自助・共助 2節 災害情報を 入手する	<p>【参考】市の取り組み</p> <p>1. 災害情報等の広報内容</p> <p>市や防災関係機関は、災害発生時に迅速かつ正確で分かりやすい情報の伝達に努めます。</p> <p>市民等に伝達される主な情報の内容は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時 期</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生前</td> <td>①気象に関する警報等（大雨・洪水に関する警報・注意報、竜巻注意報、特別警報等） ②河川水位情報 ③土砂災害警戒情報</td> </tr> <tr> <td>災害発生直後</td> <td>①災害の発生状況 ②洪水等に関する情報 ③災害対策本部の設置 ④安否情報 ⑤被害状況の概要 ⑥避難所等の情報 ⑦救援活動の状況 ⑧二次災害防止に関する情報 ⑨災害応急対策の実施状況 ⑩医療機関の活動状況 ⑪水・食料等の物資供給状況 ⑫ボランティア受入れ情報 ⑬その他（被災地からの情報発信及び災害時の連絡方法として、 公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や通信事業者各社が提供する災害用伝言板の利用について周知を図る。）</td> </tr> <tr> <td>生活再開時</td> <td>①ライフラインの被害状況と復旧見込み ②生活必需品の供給状況 ③道路・交通情報 ④医療情報 ⑤教育関連情報 ⑥災害ごみの処理方法 ⑦相談窓口の開設状況 ⑧その他（被災地からの情報発信を含む）</td> </tr> <tr> <td>復興期</td> <td>①り災証明・義援金関連情報 ②住宅関連情報 ③各種貸付・融資制度情報 ④各種減免措置等の状況 ⑤復興関連情報 ⑥その他（被災地からの情報発信を含む）</td> </tr> </tbody> </table>	時 期	内 容	災害発生前	①気象に関する警報等（大雨・洪水に関する警報・注意報、竜巻注意報、特別警報等） ②河川水位情報 ③土砂災害警戒情報	災害発生直後	①災害の発生状況 ②洪水等に関する情報 ③災害対策本部の設置 ④安否情報 ⑤被害状況の概要 ⑥避難所等の情報 ⑦救援活動の状況 ⑧二次災害防止に関する情報 ⑨災害応急対策の実施状況 ⑩医療機関の活動状況 ⑪水・食料等の物資供給状況 ⑫ボランティア受入れ情報 ⑬その他（被災地からの情報発信及び災害時の連絡方法として、 公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や通信事業者各社が提供する災害用伝言板の利用について周知を図る。）	生活再開時	①ライフラインの被害状況と復旧見込み ②生活必需品の供給状況 ③道路・交通情報 ④医療情報 ⑤教育関連情報 ⑥災害ごみの処理方法 ⑦相談窓口の開設状況 ⑧その他（被災地からの情報発信を含む）	復興期	①り災証明・義援金関連情報 ②住宅関連情報 ③各種貸付・融資制度情報 ④各種減免措置等の状況 ⑤復興関連情報 ⑥その他（被災地からの情報発信を含む）	<p>【参考】市の取り組み</p> <p>1. 災害情報等の広報内容</p> <p>市や防災関係機関は、災害発生時に迅速かつ正確で分かりやすい情報の伝達に努めます。市民等に伝達される主な情報の内容は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時 期</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生前</td> <td>①気象等に関する警報等（大雨・洪水に関する警報・注意報、竜巻注意報、特別警報等） ②河川水位情報 ③土砂災害警戒情報 ※ 上記情報の収集先 ・テレビのデータ放送 ・仙台管区気象台ホームページ ・国土交通省「川の防災情報」web サイト ・宮城県土木部「総合情報システム」web サイト など</td> </tr> <tr> <td>災害発生直後</td> <td>①災害の発生状況 ②洪水等に関する情報 ③災害対策本部の設置 ④安否情報 ⑤被害状況の概要 ⑥避難所等の情報 ⑦救援活動の状況 ⑧二次災害防止に関する情報 ⑨災害応急対策の実施状況 ⑩医療機関の活動状況 ⑪水・食料等の物資供給状況 ⑫ボランティア受入れ情報 ⑬その他（被災地からの情報発信及び災害時の連絡方法として、 公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や通信事業者各社が提供する災害用伝言板の利用について周知を図る。）</td> </tr> <tr> <td>生活再開時</td> <td>①ライフラインの被害状況と復旧見込み ②生活必需品の供給状況 ③道路・交通情報 ④医療情報 ⑤教育関連情報 ⑥災害ごみの処理方法 ⑦相談窓口の開設状況 ⑧その他（被災地からの情報発信を含む）</td> </tr> <tr> <td>復興期</td> <td>①り災証明・義援金関連情報 ②住宅関連情報 ③各種貸付・融資制度情報 ④各種減免措置等の状況 ⑤復興関連情報 ⑥その他（被災地からの情報発信を含む）</td> </tr> </tbody> </table>	時 期	内 容	災害発生前	①気象等に関する警報等（大雨・洪水に関する警報・注意報、竜巻注意報、特別警報等） ②河川水位情報 ③土砂災害警戒情報 ※ 上記情報の収集先 ・テレビのデータ放送 ・仙台管区気象台ホームページ ・国土交通省「川の防災情報」web サイト ・宮城県土木部「総合情報システム」web サイト など	災害発生直後	①災害の発生状況 ②洪水等に関する情報 ③災害対策本部の設置 ④安否情報 ⑤被害状況の概要 ⑥避難所等の情報 ⑦救援活動の状況 ⑧二次災害防止に関する情報 ⑨災害応急対策の実施状況 ⑩医療機関の活動状況 ⑪水・食料等の物資供給状況 ⑫ボランティア受入れ情報 ⑬その他（被災地からの情報発信及び災害時の連絡方法として、 公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や通信事業者各社が提供する災害用伝言板の利用について周知を図る。）	生活再開時	①ライフラインの被害状況と復旧見込み ②生活必需品の供給状況 ③道路・交通情報 ④医療情報 ⑤教育関連情報 ⑥災害ごみの処理方法 ⑦相談窓口の開設状況 ⑧その他（被災地からの情報発信を含む）	復興期	①り災証明・義援金関連情報 ②住宅関連情報 ③各種貸付・融資制度情報 ④各種減免措置等の状況 ⑤復興関連情報 ⑥その他（被災地からの情報発信を含む）	<p>内容適正化 ※情報収集先の追加</p>
時 期	内 容																							
災害発生前	①気象に関する警報等（大雨・洪水に関する警報・注意報、竜巻注意報、特別警報等） ②河川水位情報 ③土砂災害警戒情報																							
災害発生直後	①災害の発生状況 ②洪水等に関する情報 ③災害対策本部の設置 ④安否情報 ⑤被害状況の概要 ⑥避難所等の情報 ⑦救援活動の状況 ⑧二次災害防止に関する情報 ⑨災害応急対策の実施状況 ⑩医療機関の活動状況 ⑪水・食料等の物資供給状況 ⑫ボランティア受入れ情報 ⑬その他（被災地からの情報発信及び災害時の連絡方法として、 公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や通信事業者各社が提供する災害用伝言板の利用について周知を図る。）																							
生活再開時	①ライフラインの被害状況と復旧見込み ②生活必需品の供給状況 ③道路・交通情報 ④医療情報 ⑤教育関連情報 ⑥災害ごみの処理方法 ⑦相談窓口の開設状況 ⑧その他（被災地からの情報発信を含む）																							
復興期	①り災証明・義援金関連情報 ②住宅関連情報 ③各種貸付・融資制度情報 ④各種減免措置等の状況 ⑤復興関連情報 ⑥その他（被災地からの情報発信を含む）																							
時 期	内 容																							
災害発生前	①気象等に関する警報等（大雨・洪水に関する警報・注意報、竜巻注意報、特別警報等） ②河川水位情報 ③土砂災害警戒情報 ※ 上記情報の収集先 ・テレビのデータ放送 ・仙台管区気象台ホームページ ・国土交通省「川の防災情報」web サイト ・宮城県土木部「総合情報システム」web サイト など																							
災害発生直後	①災害の発生状況 ②洪水等に関する情報 ③災害対策本部の設置 ④安否情報 ⑤被害状況の概要 ⑥避難所等の情報 ⑦救援活動の状況 ⑧二次災害防止に関する情報 ⑨災害応急対策の実施状況 ⑩医療機関の活動状況 ⑪水・食料等の物資供給状況 ⑫ボランティア受入れ情報 ⑬その他（被災地からの情報発信及び災害時の連絡方法として、 公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル「171」や通信事業者各社が提供する災害用伝言板の利用について周知を図る。）																							
生活再開時	①ライフラインの被害状況と復旧見込み ②生活必需品の供給状況 ③道路・交通情報 ④医療情報 ⑤教育関連情報 ⑥災害ごみの処理方法 ⑦相談窓口の開設状況 ⑧その他（被災地からの情報発信を含む）																							
復興期	①り災証明・義援金関連情報 ②住宅関連情報 ③各種貸付・融資制度情報 ④各種減免措置等の状況 ⑤復興関連情報 ⑥その他（被災地からの情報発信を含む）																							

旧頁	節	中間案	修正案	備考																
6	1部 1章 自助・共助 3節 適切な避難行動を行う	<p>1. 風水害等における避難勧告等【市民・企業・地域団体等】</p> <p>風水害等災害が発生する危険性のある場合、次の区分により市から避難勧告等が発令されます。</p> <table border="1" data-bbox="304 225 1120 836"> <thead> <tr> <th data-bbox="304 225 427 272"></th> <th data-bbox="427 225 1120 272">発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="304 272 427 432">避難準備(※)</td> <td data-bbox="427 272 1120 432">○予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況（特に災害時要援護者及び避難所等の状況）、雨量情報、河川の水位及び土砂災害警戒情報等を総合的に勘案し、事前に避難の準備をすることが適当であると認めるとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 432 427 711">避難勧告(※)</td> <td data-bbox="427 432 1120 711">○次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき ・大雨、洪水、暴風、高潮等警報 ・河川の洪水警報 ・地下空間の浸水又は高潮による浸水 ・有毒物の流出又は危険物の爆発 ・大規模延焼火災 ・土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り） ・その他自然災害又は大規模な事故災害等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 711 427 836">避難指示(※)</td> <td data-bbox="427 711 1120 836">○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>※準備：避難勧告・指示に基づく避難の実施行動を迅速かつ確に実施するため、防災関係機関による避難場所・誘導路及び誘導要領の確認・調整、避難所の開設、避難者の収容準備並びに居住者等の物心両面にわたる準備を整える行為である。</p> <p>※勧告：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、又は促す行為である。</p> <p>※指示：被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為である。</p> <p>※河川氾濫による避難勧告等の具体的基準については、別途定める。 (資料編 6-1「水害発生時の避難勧告基準等」参照)</p> <p>2. 周辺に浸水や道路冠水が見られない場合【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難方法</p> <p>㍑ 指定避難所等の避難所又は避難勧告等により指示された避難先等に避難します。</p> <p>㍑ 市職員、消防吏員、消防団員、警察官等から避難の指示があった場合は、その指示に従い避難します。</p>		発令基準	避難準備(※)	○予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況（特に災害時要援護者及び避難所等の状況）、雨量情報、河川の水位及び土砂災害警戒情報等を総合的に勘案し、事前に避難の準備をすることが適当であると認めるとき	避難勧告(※)	○次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき ・大雨、洪水、暴風、高潮等警報 ・河川の洪水警報 ・地下空間の浸水又は高潮による浸水 ・有毒物の流出又は危険物の爆発 ・大規模延焼火災 ・土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り） ・その他自然災害又は大規模な事故災害等	避難指示(※)	○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき	<p>1. 風水害等における避難勧告等【市民・企業・地域団体等】</p> <p>風水害等災害が発生する危険性のある場合、次の区分により市から避難勧告等が発令されます。</p> <table border="1" data-bbox="1176 225 1991 836"> <thead> <tr> <th data-bbox="1176 225 1299 272"></th> <th data-bbox="1299 225 1991 272">発令基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1176 272 1299 432">避難準備情報(※)</td> <td data-bbox="1299 272 1991 432">○予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、河川の水位及び土砂災害警戒情報等を総合的に勘案し、<u>災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 432 1299 711">避難勧告(※)</td> <td data-bbox="1299 432 1991 711">○次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・大雨、洪水、暴風、高潮等警報 ・河川の洪水警報 ・地下空間の浸水又は高潮による浸水 ・有毒物の流出又は危険物の爆発 ・大規模延焼火災 ・土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り） ・その他自然災害又は大規模な事故災害等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1176 711 1299 836">避難指示(※)</td> <td data-bbox="1299 711 1991 836">○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>※避難準備情報：避難勧告又は指示に基づく避難の実施行動を迅速かつ確に実施するため、防災関係機関による避難場所・誘導路及び誘導要領の確認・調整、避難所の開設、避難者の収容準備並びに居住者等の物心両面にわたる準備を整え、<u>避難行動に時間を要する者については、避難行動を開始すべき段階にあることを知らせる情報をいう。</u></p> <p>※避難勧告：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促す行為である。</p> <p>※避難指示：被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。</p> <p>※具体的基準については、別途定める。 (資料編 6-1「水害発生時の避難勧告基準等」参照)</p> <p>2. 周辺に浸水や道路冠水が見られない場合【市民・企業・地域団体等】</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難方法</p> <p>指定避難所等の避難所又は避難勧告等により指示された避難先等に避難します。</p> <p><u>ただし、災害の状況等により他の避難先への避難が必要になった場合は、市職員、消防吏員、消防団員、警察官等の指示に従い避難します。</u></p>		発令基準	避難準備情報(※)	○予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、河川の水位及び土砂災害警戒情報等を総合的に勘案し、 <u>災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき</u>	避難勧告(※)	○次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・大雨、洪水、暴風、高潮等警報 ・河川の洪水警報 ・地下空間の浸水又は高潮による浸水 ・有毒物の流出又は危険物の爆発 ・大規模延焼火災 ・土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り） ・その他自然災害又は大規模な事故災害等	避難指示(※)	○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき	<p>改正災対法反映 内容適正化 ※位置づけ整理</p> <p>内容適正化 ※文言修正</p>
	発令基準																			
避難準備(※)	○予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況（特に災害時要援護者及び避難所等の状況）、雨量情報、河川の水位及び土砂災害警戒情報等を総合的に勘案し、事前に避難の準備をすることが適当であると認めるとき																			
避難勧告(※)	○次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき ・大雨、洪水、暴風、高潮等警報 ・河川の洪水警報 ・地下空間の浸水又は高潮による浸水 ・有毒物の流出又は危険物の爆発 ・大規模延焼火災 ・土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り） ・その他自然災害又は大規模な事故災害等																			
避難指示(※)	○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき																			
	発令基準																			
避難準備情報(※)	○予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、河川の水位及び土砂災害警戒情報等を総合的に勘案し、 <u>災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき</u>																			
避難勧告(※)	○次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき ・大雨、洪水、暴風、高潮等警報 ・河川の洪水警報 ・地下空間の浸水又は高潮による浸水 ・有毒物の流出又は危険物の爆発 ・大規模延焼火災 ・土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り） ・その他自然災害又は大規模な事故災害等																			
避難指示(※)	○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき																			
(7)																				

旧頁	節	中間案	修正案	備考												
(8)	1部 1章 自助・共助 3節 適切な避難 行動を行う	(つづき) 3. 周辺に浸水や道路冠水が始まっている場合【市民・企業・地域団体等】 (略) 4. 土砂災害の危険性がある場合【市民・企業・地域団体等】 市から避難勧告等が発令された場合、市が開設した指定避難所等に避難します。 また、土砂災害の場合、多くは木造の1階で被災していることから、どうしても指定避難所等への避難が困難なときは、次善の策として、近くの頑丈な建物の2階以上に緊急避難するか、それも難しい場合は家の中でより安全な場所（2階の崖から離れた部屋など）に避難します。	(つづき) 3. 周辺に浸水や道路冠水が始まっている場合【市民・企業・地域団体等】 (略) 4. 土砂災害の危険性がある場合【市民・企業・地域団体等】 避難勧告等が発令された場合、指示された指定避難所等に避難します。 また、土砂災害の場合、多くは木造の1階で被災していることから、どうしても指定避難所等への避難が困難なときは、次善の策として、近くの頑丈な建物の2階以上に緊急避難するか、それも難しい場合は家の中でより安全な場所（2階の崖から離れた部屋など）に避難します。	内容適正化 ※文言修正												
14	1部 1章 自助・共助 6節 避難所を主体的に運営する	<p>【参考】市の避難所開設基準</p> <p>市では、主として指定避難所の開設基準について次のとおり定め、必要により避難所を開設することとしています。なお、補助避難所の開設については、地域団体、市、施設の事前協議において定められた方法に基づき、適時開設します。</p> <p style="text-align: center;"><避難所開設基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>開 設 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①避難勧告等発令時</td> <td>○区本部は、事前に適切な避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、施設管理者との協力により開設する。</td> </tr> <tr> <td>②その他の場合</td> <td>○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣する。 ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から必要と認めるとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者の収容を行うものとする。</p> <p>※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。 ※福祉避難所の開設については、第2章第14節「災害時要援護者への対応計画」(P.●)で定める。</p>	条 件	開 設 方 法	①避難勧告等発令時	○区本部は、事前に適切な避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、施設管理者との協力により開設する。	②その他の場合	○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣する。 ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から必要と認めるとき。	<p>【参考】市の避難所開設基準</p> <p>市では、主として指定避難所の開設基準について次のとおり定め、必要により避難所を開設することとしています。なお、補助避難所の開設については、地域団体、市、施設の事前協議において定められた方法に基づき、適時開設します。</p> <p style="text-align: center;"><避難所開設基準></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>開 設 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①避難勧告等発令時</td> <td>○区本部は、事前に適切な避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、避難者が発生した場合は区本部の判断で開設する。</td> </tr> <tr> <td>②その他の場合</td> <td>○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し開設する。 ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者の収容を行うものとする。</p> <p>※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。 ※福祉避難所の開設については、第2章第13節「災害時要援護者への対応計画」(P.100)で定める。</p>	条 件	開 設 方 法	①避難勧告等発令時	○区本部は、事前に適切な避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、避難者が発生した場合は区本部の判断で開設する。	②その他の場合	○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し開設する。 ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。	内容適正化 ※体制明確化
条 件	開 設 方 法															
①避難勧告等発令時	○区本部は、事前に適切な避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、施設管理者との協力により開設する。															
②その他の場合	○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣する。 ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から必要と認めるとき。															
条 件	開 設 方 法															
①避難勧告等発令時	○区本部は、事前に適切な避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、避難者が発生した場合は区本部の判断で開設する。															
②その他の場合	○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し開設する。 ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。															

旧頁	節	中間案	修正案	備考																																				
29 (30)	1部 2章 公助 2節 災害対策活動体制	<p>2. 情報連絡体制の強化</p> <p style="text-align: center;">〈警戒対象部局〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>警戒対象部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 地震災害の場合</td> <td>総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局 子供未来局 経済局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区</td> </tr> <tr> <td>② 津波災害の場合</td> <td>総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 消防局 教育局 交通局 ガス局 宮城野区 若林区</td> </tr> <tr> <td>③ 大雨、洪水等の災害の場合</td> <td>総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局 子供未来局 経済局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区</td> </tr> <tr> <td>④ 暴風等の災害の場合</td> <td>総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局 子供未来局 経済局 建設局 消防局 各区</td> </tr> <tr> <td>⑤ 地盤災害の場合</td> <td>総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局 都市整備局 建設局 消防局 関係区</td> </tr> <tr> <td>⑥ 道路災害の場合</td> <td>総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局 建設局 消防局 関係区</td> </tr> <tr> <td>⑦ 海上災害の場合</td> <td>総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 環境局 消防局 宮城野区 若林区</td> </tr> <tr> <td>⑧ その他の災害の場合</td> <td>その都度指定する局及び区</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4. 災害対策本部体制</p> <p>(略)</p> <p>(6) 災対本部事務局</p> <p>(略)</p> <p>オ 所掌事務</p> <p>災対本部事務局の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災対本部の運営に関すること ② 災害情報センターの設置及び運営に関すること ③ 災害情報等の収集、整理及び伝達に関すること ④ 災害応急対策活動の総合調整に関すること ⑤ 各部、区災害対策本部及び防災関係機関との連絡調整に関すること ⑥ 災害派遣及び災害応援の要請に関すること ⑦ 市民への災害広報に関すること ⑧ 報道機関への情報提供及び報道要請に関すること ⑨ プレスルーム（記者発表室）の設営及び運営に関すること ⑩ 防災行政用無線の運用に関すること ⑪ その他災害対策の実施に必要な事項 	区分	警戒対象部局	① 地震災害の場合	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局 子供未来局 経済局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区	② 津波災害の場合	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 消防局 教育局 交通局 ガス局 宮城野区 若林区	③ 大雨、洪水等の災害の場合	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局 子供未来局 経済局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区	④ 暴風等の災害の場合	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局 子供未来局 経済局 建設局 消防局 各区	⑤ 地盤災害の場合	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局 都市整備局 建設局 消防局 関係区	⑥ 道路災害の場合	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局 建設局 消防局 関係区	⑦ 海上災害の場合	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 環境局 消防局 宮城野区 若林区	⑧ その他の災害の場合	その都度指定する局及び区	<p>2. 情報連絡体制の強化</p> <p style="text-align: center;">〈警戒対象部局〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>警戒対象部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 地震災害の場合</td> <td>総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局 子供未来局 経済局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区</td> </tr> <tr> <td>② 津波災害の場合</td> <td>総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 消防局 教育局 交通局 ガス局 宮城野区 若林区</td> </tr> <tr> <td>③ 大雨、洪水等の災害の場合</td> <td>総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区</td> </tr> <tr> <td>④ 暴風等の災害の場合</td> <td>総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 健康福祉局 子供未来局 経済局 建設局 消防局 各区</td> </tr> <tr> <td>⑤ 地盤災害の場合</td> <td>総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局 都市整備局 建設局 消防局 関係区</td> </tr> <tr> <td>⑥ 道路災害の場合</td> <td>総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 健康福祉局 建設局 消防局 関係区</td> </tr> <tr> <td>⑦ 海上災害の場合</td> <td>総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 環境局 消防局 宮城野区 若林区</td> </tr> <tr> <td>⑧ その他の災害の場合</td> <td>その都度指定する局及び区</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4. 災害対策本部体制</p> <p>(略)</p> <p>(6) 災対本部事務局</p> <p>(略)</p> <p>オ 所掌事務</p> <p>災対本部事務局の所掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 災対本部の運営に関すること ② 災害情報センターの設置及び運営に関すること ③ 災害情報等の収集、整理及び伝達に関すること ④ 災害応急対策活動の総合調整に関すること ⑤ 各部、区災害対策本部及び防災関係機関との連絡調整に関すること ⑥ 災害派遣及び災害応援の要請に関すること ⑦ 各部、区災害対策本部間の応援職員の調整に関すること ⑧ 市民への災害広報に関すること ⑨ 報道機関への情報提供及び報道要請に関すること ⑩ プレスルーム（記者発表室）の設営及び運営に関すること ⑪ 防災行政用無線の運用に関すること ⑫ その他災害対策の実施に必要な事項 	区分	警戒対象部局	① 地震災害の場合	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局 子供未来局 経済局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区	② 津波災害の場合	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 消防局 教育局 交通局 ガス局 宮城野区 若林区	③ 大雨、洪水等の災害の場合	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区	④ 暴風等の災害の場合	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 健康福祉局 子供未来局 経済局 建設局 消防局 各区	⑤ 地盤災害の場合	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局 都市整備局 建設局 消防局 関係区	⑥ 道路災害の場合	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 健康福祉局 建設局 消防局 関係区	⑦ 海上災害の場合	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 環境局 消防局 宮城野区 若林区	⑧ その他の災害の場合	その都度指定する局及び区	<p>内容適正化 ※体制整理</p> <p>内容適正化 ※項目追加</p>
区分	警戒対象部局																																							
① 地震災害の場合	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局 子供未来局 経済局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区																																							
② 津波災害の場合	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 消防局 教育局 交通局 ガス局 宮城野区 若林区																																							
③ 大雨、洪水等の災害の場合	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局 子供未来局 経済局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区																																							
④ 暴風等の災害の場合	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局 子供未来局 経済局 建設局 消防局 各区																																							
⑤ 地盤災害の場合	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局 都市整備局 建設局 消防局 関係区																																							
⑥ 道路災害の場合	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局 建設局 消防局 関係区																																							
⑦ 海上災害の場合	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 環境局 消防局 宮城野区 若林区																																							
⑧ その他の災害の場合	その都度指定する局及び区																																							
区分	警戒対象部局																																							
① 地震災害の場合	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局 子供未来局 経済局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区																																							
② 津波災害の場合	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 消防局 教育局 交通局 ガス局 宮城野区 若林区																																							
③ 大雨、洪水等の災害の場合	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 市民局 健康福祉局 子供未来局 経済局 都市整備局 建設局 消防局 教育局 水道局 交通局 ガス局 各区																																							
④ 暴風等の災害の場合	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 健康福祉局 子供未来局 経済局 建設局 消防局 各区																																							
⑤ 地盤災害の場合	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局 都市整備局 建設局 消防局 関係区																																							
⑥ 道路災害の場合	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 健康福祉局 建設局 消防局 関係区																																							
⑦ 海上災害の場合	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 環境局 消防局 宮城野区 若林区																																							
⑧ その他の災害の場合	その都度指定する局及び区																																							
(36)																																								

旧頁	節	中間案	修正案	備考																																
44	1部 2章 公助 3節 職員の配備 ・動員計画	3. 通常業務の取扱い (略)	3. 通常業務の取扱い (略) 4. 支援体制の構築 <p>応急仮設住宅、被災住宅の応急修理、災害弔慰金、義援金、り災証明に係る業務等、災害の程度が大きく、担当部のみの対応では実施が困難と見込まれる場合、災対本部事務局は、各部の業務実施状況等を踏まえ、必要に応じ他部からの職員の派遣を要請するなど、庁内支援体制の構築を図る。</p>	内容適正化 ※項目追加																																
45	1部 2章 公助 4節 避難計画	1. 実施機関及び担当業務 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #00a0e3; color: white;"> <th style="width: 20%;">実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 1px dashed black;"> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>・災害時要援護者の避難支援の総括に関する事</td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td>・宅地等の災害に伴う警戒区域の設定及び当該地区への立入りの制限、禁止又は退去命令に関する事 ・宅地災害に伴う避難の勧告及び指示に関する事</td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td>・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・避難勧告等及び警戒区域設定等の居住者等への伝達及び防災関係機関への通知並びに市民への広報に関する事 ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域設定等に関する事</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての居住者等への伝達に関する事 ・災害時要援護者の避難支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>各部</td> <td>・所管施設の保全及び利用者の保護に関する事</td> </tr> <tr> <td>宮城県警察本部</td> <td>・避難の誘導及び伝達、広報又は警察官職務執行法等に基づく措置に関する事</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1「避難勧告等」とは、避難による立退きの準備、勧告及び指示の総称をいう。 ※2「警戒区域設定等」とは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることをいう。</p>	実施機関	担当業務			健康福祉部	・災害時要援護者の避難支援の総括に関する事	都市整備部	・宅地等の災害に伴う警戒区域の設定及び当該地区への立入りの制限、禁止又は退去命令に関する事 ・宅地災害に伴う避難の勧告及び指示に関する事	消防部	・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・避難勧告等及び警戒区域設定等の居住者等への伝達及び防災関係機関への通知並びに市民への広報に関する事 ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域設定等に関する事	区本部	・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての居住者等への伝達に関する事 ・災害時要援護者の避難支援に関する事	各部	・所管施設の保全及び利用者の保護に関する事	宮城県警察本部	・避難の誘導及び伝達、広報又は警察官職務執行法等に基づく措置に関する事	1. 実施機関及び担当業務 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #00a0e3; color: white;"> <th style="width: 20%;">実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災対本部事務局</td> <td>・避難準備情報、避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・避難準備情報、避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関する事</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>・災害時要援護者の避難支援の総括に関する事</td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td>・宅地災害に伴う避難の勧告又は指示の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関する事</td> </tr> <tr> <td>消防部</td> <td>・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する事 ・避難準備情報、避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する事 ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域の設定・解除に関する事</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する事 ・避難準備情報、避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する事 ・災害時要援護者の避難支援に関する事</td> </tr> <tr> <td>各部</td> <td>・所管施設の保全及び利用者の保護に関する事</td> </tr> <tr> <td>宮城県警察本部</td> <td>・避難の誘導及び伝達、広報又は警察官職務執行法等に基づく措置に関する事</td> </tr> </tbody> </table> <p>(削除) ※「警戒区域の設定」とは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることをいう。</p>	実施機関	担当業務	災対本部事務局	・避難準備情報、避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・避難準備情報、避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関する事	健康福祉部	・災害時要援護者の避難支援の総括に関する事	都市整備部	・宅地災害に伴う避難の勧告又は指示の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関する事	消防部	・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する事 ・避難準備情報、避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する事 ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域の設定・解除に関する事	区本部	・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する事 ・避難準備情報、避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する事 ・災害時要援護者の避難支援に関する事	各部	・所管施設の保全及び利用者の保護に関する事	宮城県警察本部	・避難の誘導及び伝達、広報又は警察官職務執行法等に基づく措置に関する事	内容適正化 ※体制整理
実施機関	担当業務																																			
健康福祉部	・災害時要援護者の避難支援の総括に関する事																																			
都市整備部	・宅地等の災害に伴う警戒区域の設定及び当該地区への立入りの制限、禁止又は退去命令に関する事 ・宅地災害に伴う避難の勧告及び指示に関する事																																			
消防部	・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・避難勧告等及び警戒区域設定等の居住者等への伝達及び防災関係機関への通知並びに市民への広報に関する事 ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域設定等に関する事																																			
区本部	・避難勧告等の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての居住者等への伝達に関する事 ・災害時要援護者の避難支援に関する事																																			
各部	・所管施設の保全及び利用者の保護に関する事																																			
宮城県警察本部	・避難の誘導及び伝達、広報又は警察官職務執行法等に基づく措置に関する事																																			
実施機関	担当業務																																			
災対本部事務局	・避難準備情報、避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に関する事 ・避難準備情報、避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除についての防災関係機関への通知並びに市民への広報に関する事																																			
健康福祉部	・災害時要援護者の避難支援の総括に関する事																																			
都市整備部	・宅地災害に伴う避難の勧告又は指示の発令・解除の判断に必要な情報の収集に関する事 ・宅地災害に伴う警戒区域の設定・解除の判断に必要な情報の収集に関する事																																			
消防部	・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する事 ・避難準備情報、避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する事 ・火災警戒区域、消防警戒区域及び水防に伴う警戒区域の設定・解除に関する事																																			
区本部	・避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除に必要な情報の収集に関する事 ・避難準備情報、避難勧告又は指示の発令・解除及び警戒区域の設定・解除の居住者等への伝達に関する事 ・災害時要援護者の避難支援に関する事																																			
各部	・所管施設の保全及び利用者の保護に関する事																																			
宮城県警察本部	・避難の誘導及び伝達、広報又は警察官職務執行法等に基づく措置に関する事																																			

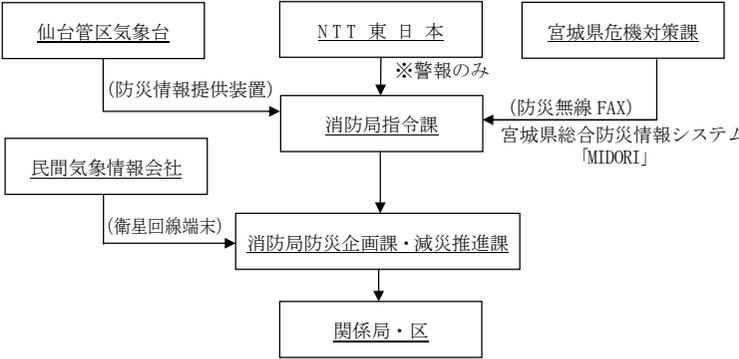
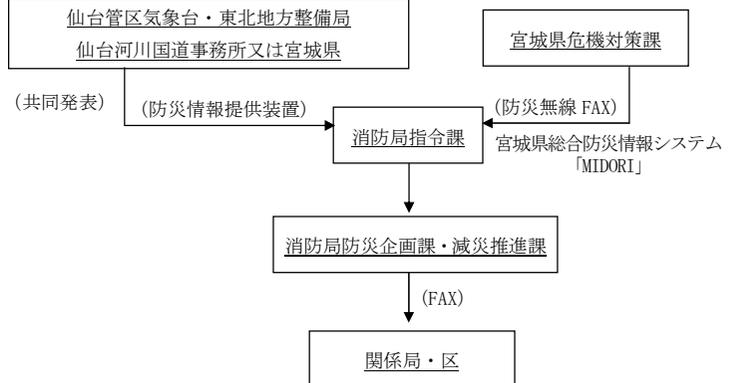
旧頁	節	中間案	修正案	備考																
(46)	1 部 2 章 公助 4 節 避難計画	(つづき) 2. 避難勧告等の実施 【都市整備部、消防部、区本部】 (1) 避難勧告等の区分及び発令基準 避難勧告等の発令は、次の区分により実施する。 <table border="1" data-bbox="286 292 1104 901"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #00aaff; color: white;">発 令 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">避難準備 (※)</td> <td>○予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況(特に災害時要援護者及び避難所等の状況)、雨量情報、河川の水位及び土砂災害警戒情報等を総合的に勘案し、<u>事前に避難の準備をすることが適当であると認めるとき</u></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">避難勧告 (※)</td> <td>○次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき <ul style="list-style-type: none"> ・大雨、洪水、暴風、高潮等警報 ・河川の洪水警報 ・地下空間の浸水又は高潮による浸水 ・有毒物の流出又は危険物の爆発 ・大規模延焼火災 ・土砂災害(がけ崩れ、土石流、地滑り) ・その他自然災害又は大規模な事故災害等 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">避難指示 (※)</td> <td>○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>※準備：避難勧告・指示に基づく避難の実施行動を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関による避難場所・誘導路及び誘導要領の確認・調整、避難所の開設、避難者の収容準備並びに居住者等の物心両面にわたる準備を整える行為である。</p> <p>※勧告：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め、又は促す行為である。</p> <p>※指示：被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為である。</p> <p>※<u>河川氾濫による避難勧告等の具体的基準については、別途定める。</u> (資料編 6-1「水害発生時の避難勧告基準等」参照)</p> (2) 実施責任者 避難勧告等の発令は、都市整備部、消防部及び区本部等からの <u>要請</u> に基づき、原則として市災害対策本部長である市長が実施する。ただし、地方自治法又は災害対策基本法等に基づき、補助機関又はその他の機関が市長の権限を代行することができる。	発 令 基 準		避難準備 (※)	○予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況(特に災害時要援護者及び避難所等の状況)、雨量情報、河川の水位及び土砂災害警戒情報等を総合的に勘案し、 <u>事前に避難の準備をすることが適当であると認めるとき</u>	避難勧告 (※)	○次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき <ul style="list-style-type: none"> ・大雨、洪水、暴風、高潮等警報 ・河川の洪水警報 ・地下空間の浸水又は高潮による浸水 ・有毒物の流出又は危険物の爆発 ・大規模延焼火災 ・土砂災害(がけ崩れ、土石流、地滑り) ・その他自然災害又は大規模な事故災害等 	避難指示 (※)	○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき	(つづき) 2. 避難勧告等の実施 【都市整備部、消防部、区本部】 (1) 避難勧告等の区分及び発令基準 避難勧告等の発令は、次の区分により実施する。 <table border="1" data-bbox="1158 292 1975 901"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #00aaff; color: white;">発 令 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">避難準備情報 (※)</td> <td>○予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、河川の水位及び土砂災害警戒情報等を総合的に勘案し、<u>災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき</u></td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">避難勧告 (※)</td> <td>○次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき <ul style="list-style-type: none"> ・大雨、洪水、暴風、高潮等警報 ・河川の洪水警報 ・地下空間の浸水又は高潮による浸水 ・有毒物の流出又は危険物の爆発 ・大規模延焼火災 ・土砂災害(がけ崩れ、土石流、地滑り) ・その他自然災害又は大規模な事故災害等 </td> </tr> <tr> <td style="background-color: #e0e0e0;">避難指示 (※)</td> <td>○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>※<u>避難準備情報</u>：避難勧告又は指示に基づく避難の実施行動を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関による避難場所・誘導路及び誘導要領の確認・調整、避難所の開設、避難者の収容準備並びに居住者等の物心両面にわたる準備を整え、<u>避難行動に時間を要する者については、避難行動を開始すべき段階にあることを知らせる情報をいう。</u></p> <p>※<u>避難勧告</u>：避難対象者に対し、避難を拘束するものではないが、避難対象者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を勧め、又は促す行為である。</p> <p>※<u>避難指示</u>：被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、避難対象者を避難のため立ち退かせる行為又は屋内での待避等の安全確保措置をとらせる行為である。</p> <p>※具体的基準については、別途定める。 (資料編 6-1「水害発生時の避難勧告基準等」参照)</p> (2) 実施責任者 避難勧告等の発令は、都市整備部、消防部及び区本部等からの <u>情報</u> に基づき、原則として市災害対策本部長である市長が実施する。ただし、 <u>避難勧告又は指示については、地方自治法又は災害対策基本法等に基づき、補助機関又はその他の機関が市長の権限を代行することができる。</u>	発 令 基 準		避難準備情報 (※)	○予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、河川の水位及び土砂災害警戒情報等を総合的に勘案し、 <u>災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき</u>	避難勧告 (※)	○次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき <ul style="list-style-type: none"> ・大雨、洪水、暴風、高潮等警報 ・河川の洪水警報 ・地下空間の浸水又は高潮による浸水 ・有毒物の流出又は危険物の爆発 ・大規模延焼火災 ・土砂災害(がけ崩れ、土石流、地滑り) ・その他自然災害又は大規模な事故災害等 	避難指示 (※)	○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき	改正災対法反映 内容適正化 ※位置づけ整理 内容適正化 ※文言修正
発 令 基 準																				
避難準備 (※)	○予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況(特に災害時要援護者及び避難所等の状況)、雨量情報、河川の水位及び土砂災害警戒情報等を総合的に勘案し、 <u>事前に避難の準備をすることが適当であると認めるとき</u>																			
避難勧告 (※)	○次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められるとき <ul style="list-style-type: none"> ・大雨、洪水、暴風、高潮等警報 ・河川の洪水警報 ・地下空間の浸水又は高潮による浸水 ・有毒物の流出又は危険物の爆発 ・大規模延焼火災 ・土砂災害(がけ崩れ、土石流、地滑り) ・その他自然災害又は大規模な事故災害等 																			
避難指示 (※)	○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき																			
発 令 基 準																				
避難準備情報 (※)	○予想される災害発生の種類・場所・住民等の状況、雨量情報、河川の水位及び土砂災害警戒情報等を総合的に勘案し、 <u>災害時要援護者等の避難に時間を要する者には自主的な避難の開始を、それ以外の者には避難の準備を促す必要があると認めるとき</u>																			
避難勧告 (※)	○次の警報が発表され又は事象が発生し、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき <ul style="list-style-type: none"> ・大雨、洪水、暴風、高潮等警報 ・河川の洪水警報 ・地下空間の浸水又は高潮による浸水 ・有毒物の流出又は危険物の爆発 ・大規模延焼火災 ・土砂災害(がけ崩れ、土石流、地滑り) ・その他自然災害又は大規模な事故災害等 																			
避難指示 (※)	○避難勧告の発令時点より、災害の状況が著しく悪化し、緊急に避難を要すると認めるとき ○その他、危険が著しく切迫し、緊急に避難を要すると認めるとき																			

旧頁	節	中間案	修正案	備考
(46)	1 部 2 章 公助 4 節 避難計画	(つづき) ア 補助機関による代行（地方自治法第 153 条第 1 項） ① 副市長及び危機管理監等は、災害による危険がより切迫し、市長の判断を得るいとまのないとき、又は市長が不在のときは、市長の職務代理者として権限を代行する。（代行は、仙台市災害対策本部組織図に定める順による。） ② 消防署長は、管轄区域内において、災害が拡大し又は、拡大のおそれがあるときで、緊急に地域住民を避難させる必要があると認めた場合、 <u>避難勧告等</u> を発令することができる。 ③ 区長は、応急対策活動中において、地域住民の生命、身体に危険が急迫し、市長又は代行者が <u>行う避難勧告等</u> を待ついとまがない場合、 <u>避難勧告等</u> を発令することができる。 (略)	(つづき) ア 補助機関による代行（地方自治法第 153 条第 1 項） ① 副市長及び危機管理監等は、災害による危険がより切迫し、市長の判断を得るいとまのないとき、又は市長が不在のときは、市長の職務代理者として権限を代行する。（代行は、仙台市災害対策本部組織図に定める順による。） ② 消防署長は、管轄区域内において、災害が拡大し又は、拡大のおそれがあるときで、緊急に地域住民を避難させる必要があると認めた場合、 <u>避難勧告又は指示</u> を発令することができる。 ③ 区長は、応急対策活動中において、地域住民の生命、身体に危険が急迫し、市長又は代行者による <u>避難勧告又は指示</u> の発令を待ついとまがない場合、 <u>避難勧告又は指示</u> を発令することができる。 (略)	内容適正化 ※文言修正
(47)		(3) 避難勧告等の伝達 市長が避難勧告等を行ったとき、又は知事、警察官、海上保安官若しくは自衛官が避難勧告等を行った通知を受けたときは、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、避難対象区域内の居住者等へ避難勧告等の内容を迅速かつ的確に伝達して周知を図る。	(3) 避難勧告等の伝達 市長が避難勧告等を発令したとき、又は知事、警察官、海上保安官若しくは自衛官が避難勧告等を発令した通知を受けたときは、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、避難対象区域内の居住者等へ避難勧告等の内容を迅速かつ的確に伝達して周知を図る。 ア 避難準備情報発令時の伝達手段 ① 報道機関との連携 <u>テレビのデータ放送などにより避難準備情報を幅広く市民に伝達するため、公共情報コモンズを通じ各報道機関等に情報提供するとともに、必要に応じ、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関に対し、ラジオ、テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送要請を行う。</u> <u>(資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)</u> ② 自主防災組織との連携 <u>区本部は、町内会等で構成される自主防災組織の会長等に電話連絡を行い、可能な範囲内で対象区域内の居住者への伝達に努めるよう協力を要請する。</u> ③ 消防車両（消防部）及び広報車（区本部等）による巡回 <u>より確実な伝達に資するため、努めて消防車両及び区役所の広報車両による関係地区への巡回を行う。</u> ④ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール等及び市ホームページ <u>災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」により避難準備情報発令の情報配信を行うとともに、市ホームページにより情報提供を行う。</u> <u>また、必要により緊急速報メールを活用する。</u>	内容適正化 ※準備情報発令時の伝達体制追加

旧頁	節	中間案	修正案	備考
(47)	1 部 2 章 公助 4 節 避難計画	<p>(つづき)</p> <p>ア 伝達的手段</p> <p>① 報道機関との連携 市長は「災害時における放送要請に関する協定」(資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)に基づき、報道機関に対し、ラジオ・テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の要請を行う。</p> <p>② ヘリコプター、消防車両(消防部)及び広報車(区本部等)による巡回広報 消防車両、及び区役所・警察署の広報車両による関係地区の巡回・放送による伝達を行うほか、災害が大規模で広範囲な場合又は道路の遮断等陸上交通が困難な場合は、必要に応じヘリコプター又は船艇の活用による放送を行う。</p> <p>③ 個別巡回等</p> <p>(略)</p> <p>④ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール及び市ホームページ 消防部は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」により避難勧告等の情報配信を行う。また、総務企画部は市ホームページにより避難勧告等の情報提供を行う。</p> <p>⑤ 緊急速報メール 消防部は、電気通信事業者が提供する「緊急速報メール」により、避難勧告等の情報配信を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難勧告等の解除 市長は、避難の必要がなくなったときは、避難している居住者等に対し、直ちにその旨を公示する。</p>	<p>(つづき)</p> <p>イ 避難勧告又は指示発令時の伝達手段</p> <p>① 報道機関との連携 <u>テレビのデータ放送などにより避難勧告又は指示を幅広く市民に伝達するため、公共情報モンスを通じて各報道機関等に情報提供するとともに、必要に応じ、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、報道機関に対し、ラジオ・テレビ等による避難対象区域、発令日時等及び避難先等の放送の要請を行う。</u> (資料 7-1「災害時における応援協力に関する協定等一覧」参照)</p> <p>② 自主防災組織との連携 <u>区本部は、町内会等で構成される自主防災組織の会長等に電話連絡を行い、可能な範囲内で対象区域内の居住者への伝達に努めるよう協力を要請する。</u></p> <p>③ ヘリコプター、消防車両(消防部)及び広報車(区本部等)による巡回広報 消防車両、及び区役所・警察署の広報車両による関係地区の巡回による伝達を行うほか、災害が大規模で広範囲な場合又は道路の遮断等陸上交通が困難な場合は、必要に応じヘリコプター又は船艇の活用による伝達を行う。</p> <p>④ 個別巡回等</p> <p>(略)</p> <p>⑤ 杜の都防災 Web、杜の都防災メール及び市ホームページ <u>災対本部事務局は、「杜の都防災 Web」「杜の都防災メール」により避難勧告又は指示の情報配信を行うとともに、市ホームページにより情報提供を行う。</u></p> <p>⑥ 緊急速報メール <u>災対本部事務局は、電気通信事業者が提供する「緊急速報メール」により、避難勧告又は指示の情報配信を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 避難勧告等の解除 市長は、災害による危険が去ったと認めるときは、避難勧告等を解除する。解除の伝達は、<u>「(3) 避難勧告等の伝達」を準用する。</u> <u>また、避難勧告又は指示を解除したときは、避難している居住者等に対し、直ちにその旨を公示する。</u></p>	<p>内容適正化 ※勧告・指示時の伝達体制を整理</p> <p>内容適正化 ※文言修正</p>

旧頁	節	中間案	修正案	備考
(48)	1 部 2 章 公助 4 節 避難計画	<p>(つづき)</p> <p>(5) 報告・通知</p> <p>ア 知事への報告</p> <p>市長は、避難勧告等を行ったとき、又は警察官等から避難勧告等を行った旨の通知を受けたとき若しくは解除したときは、直ちに宮城県知事に報告する。</p> <p>イ 代行者の報告</p> <p>避難勧告等又は警戒区域設定等を行った代行者は、その旨を速やかに市長に報告する。</p> <p>ウ 関係機関への通知</p> <p>市長は、避難勧告等を発令又は解除したときは、関係する防災関係機関に対し、その旨を直ちに通知する。</p> <p>3. 警戒区域の設定 【都市整備部、消防部】</p> <p>(略)</p> <p>(5) 報告・通知</p> <p>ア 知事への報告</p> <p>市長は、警戒区域の設定等を行ったとき、又は警察官等から警戒区域の設定等を行った旨の通知を受けたとき若しくは解除したときは、直ちに宮城県知事に報告する。</p> <p>イ 関係機関への通知</p> <p>市長は、警戒区域の設定等を発令又は解除したときは、関係する防災関係機関に対し、その旨を通知する。</p>	<p>(つづき)</p> <p>(5) 報告・通知</p> <p>ア 知事への報告</p> <p>市長は、避難勧告等を発令したとき、警察官等から避難勧告等を発令した旨の通知を受けたとき又は解除したときは、直ちに宮城県知事に報告する。</p> <p>イ 代行者の報告</p> <p>避難勧告等を発令した代行者は、その旨を速やかに市長に報告する。</p> <p>ウ 関係機関への通知</p> <p>市長は、避難勧告等を発令又は解除したときは、関係する防災関係機関に対し、その旨を直ちに通知する。</p> <p>3. 警戒区域の設定 【都市整備部、消防部】</p> <p>(略)</p> <p>(5) 報告・通知</p> <p>ア 知事への報告</p> <p>市長は、警戒区域の設定を行ったとき、警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けたとき又は解除したときは、直ちに宮城県知事に報告する。</p> <p>イ 代行者の報告</p> <p>警戒区域の設定を行った代行者は、その旨を速やかに市長に報告する。</p> <p>ウ 関係機関への通知</p> <p>市長は、警戒区域の設定を行ったとき又は解除したときは、関係する防災関係機関に対し、その旨を通知する。</p>	<p>内容適正化 ※文言修正</p> <p>内容適正化 ※項目追加</p>
(49)		<p>4. 避難の誘導 【消防部、区本部、宮城県警察本部】</p> <p>(1) 避難誘導の基本</p> <p>(略)</p> <p>イ 誘導に当たっては、当該施設への火災、浸水、がけ崩れ等による二次災害の危険の有無を確認する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 区本部の措置</p> <p>ア 避難所及び避難経路の選定</p> <p>避難勧告等を発令する場合は、区本部は地域の被害状況及び災害時要援護者の居住状況等を把握し、指定避難所等の内から最も適切な避難所を選定する。</p>	<p>4. 避難の誘導 【消防部、区本部、宮城県警察本部】</p> <p>(1) 避難誘導の基本</p> <p>(略)</p> <p>イ 誘導に当たっては、当該避難所への火災、浸水、がけ崩れ等による二次災害の危険の有無を確認する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 区本部の措置</p> <p>ア 避難所及び避難経路の選定</p> <p>区本部は、避難勧告等が発令される場合は、地域の被害状況及び災害時要援護者の居住状況等を把握し、指定避難所等の内から最も適切な避難所を選定するとともに、施設管理者への連絡により開設体制を整える。</p>	<p>内容適正化 ※文言修正</p>

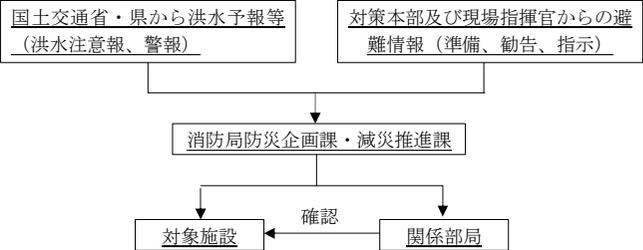
旧頁	節	中間案	修正案	備考																
52	1部 2章 公助 5節 風水害対策	<p style="text-align: center;">第5節 風水害対策 〔各部、区本部〕</p> <p>1. 組織・動員</p> <p>風水害に対しては、災害の程度に応じ、次の体制をもって対処するものとする。</p> <p style="text-align: center;">＜動員基準と配備体制等＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">組織・動員基準</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">組織体制</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">配備動員体制</th> <th style="background-color: #00a0e3; color: white;">対象部局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象等に係る注意報、警報等が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき</td> <td>情報連絡体制の強化</td> <td>警戒対象部局の職員を動員する体制</td> <td> <u>〔警戒対象部局〕</u> ○ 大雨、洪水等の場合 総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局、子供未来局 経済局、都市整備局 建設局、消防局 教育局、水道局、ガス局 交通局、各区 </td> </tr> <tr> <td>大雨、洪水、暴風等により市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき</td> <td>災害警戒本部体制</td> <td>警戒配備</td> <td> ○ 暴風等の場合 総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局、子供未来局 経済局、建設局 消防局、各区 </td> </tr> <tr> <td> 1 市内に気象特別警報(暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報)、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき 2 大雨、洪水、暴風等により市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき </td> <td>災害対策本部体制</td> <td>非常配備</td> <td style="text-align: center;">全局・区</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 配備動員の対象部局については、災害の状況により、他部局を追加し、又はこれを減じて指示することができる。</p>	組織・動員基準	組織体制	配備動員体制	対象部局	気象等に係る注意報、警報等が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき	情報連絡体制の強化	警戒対象部局の職員を動員する体制	<u>〔警戒対象部局〕</u> ○ 大雨、洪水等の場合 総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局、子供未来局 経済局、都市整備局 建設局、消防局 教育局、水道局、ガス局 交通局、各区	大雨、洪水、暴風等により市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき	災害警戒本部体制	警戒配備	○ 暴風等の場合 総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局、子供未来局 経済局、建設局 消防局、各区	1 市内に気象特別警報(暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報)、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき 2 大雨、洪水、暴風等により市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき	災害対策本部体制	非常配備	全局・区	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>パブコメ反映</p> <p>※節全体を削除(以降の節は全て繰り上げ)</p> <p>※他節と重複している項目削除</p> <p>※他節の内容を補完する項目は、該当節に移動</p>
組織・動員基準	組織体制	配備動員体制	対象部局																	
気象等に係る注意報、警報等が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき	情報連絡体制の強化	警戒対象部局の職員を動員する体制	<u>〔警戒対象部局〕</u> ○ 大雨、洪水等の場合 総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局、子供未来局 経済局、都市整備局 建設局、消防局 教育局、水道局、ガス局 交通局、各区																	
大雨、洪水、暴風等により市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき	災害警戒本部体制	警戒配備	○ 暴風等の場合 総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局、子供未来局 経済局、建設局 消防局、各区																	
1 市内に気象特別警報(暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報)、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき 2 大雨、洪水、暴風等により市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき	災害対策本部体制	非常配備	全局・区																	

旧頁	節	中間案	修正案	備考
(53)	1 部 2 章 公助 5 節 風水害対策	<p>(つづき)</p> <p>2. 災害情報の収集伝達</p> <p>風水害に係る情報の種類及び入手・伝達方法は次のとおりであり、第8節「災害情報の収集伝達計画」(P.●)に定めるところにより、迅速な収集伝達に努めるものとする。</p> <p>(1) <u>気象等に係る警報・注意報及び気象情報 (P.●参照)</u></p>  <p>(2) <u>指定河川洪水予報 (P.●参照)</u></p> <p>指定河川洪水予報は、気象業務法及び水防法に基づき、仙台管区気象台と東北地方整備局仙台河川国道事務所又は宮城県が共同して発表する。</p>  <p>(3) <u>水防警報 (P.●参照)</u></p> <p>水防警報は、水防法に基づき、国土交通大臣又は県知事が指定した河川について発表するものであり、第1段階(準備)、第2段階(出動)、第3段階(解除)の区分で発表される。</p>	<p>(つづき)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(新第7節 災害情報の収集伝達計画へ移動)</p> <p>(新第7節 災害情報の収集伝達計画へ移動)</p>	<p>パブコメ反映</p> <p>※他節と重複している項目削除</p> <p>※他節の内容を補完する項目は、該当節に移動</p>

旧頁	節	中間案	修正案	備考																																						
(54)	1 部 2 章 公助 5 節 風水害対策	<p>(つづき)</p> <p style="text-align: center;">＜水防警報の発表方法＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">対象量水標名及び警戒水位</th> <th colspan="3">警報の段階と基準</th> <th rowspan="2">入手・伝達 (国土交通大臣所管河川の場合の例)</th> </tr> <tr> <th>第1段階 (準備)</th> <th>第2段階 (出動)</th> <th>第3段階 (解除)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">名取川 国土交通大臣所管 (両岸：名取川頭首工～河口)</td> <td>名取橋 6.50m</td> <td>水防団待機水位(指定水位)(5.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)(6.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき</td> <td rowspan="5"> 東北地方整備局 仙台河川国道事務所 ↓(FAX) 宮城県河川課 ↓(FAX) 宮城県仙台土木事務所 ↓(FAX) 消防局指令課 ↓(FAX) 消防局防災企画課・減災推進課 ↓(FAX) 関係各局・区 </td> </tr> <tr> <td>閉上第二 2.00m</td> <td>水防団待機水位(指定水位)(1.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)(2.00m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">広瀬川 国土交通大臣所管(両岸：広瀬橋～名取川合流点)</td> <td>広瀬橋 1.30m</td> <td>水防団待機水位(指定水位)(0.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)(1.30m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき</td> </tr> <tr> <td>広瀬橋 1.30m</td> <td>雨量を考慮し、広瀬川量水標が水防団待機水位(指定水位)(0.50m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき(国土交通大臣直轄河川と同時)</td> <td>雨量を考慮し、広瀬川量水標がはん濫注意水位(警戒水位)(1.30m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき(国土交通大臣直轄河川と同時)</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき</td> </tr> <tr> <td>七北田川 県知事所管 (両岸：赤生津大橋～海)</td> <td>市名坂 3.35m</td> <td>雨量を考慮し、市名坂量水標が水防団待機水位(指定水位)(2.85m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき</td> <td>雨量を考慮し、市名坂量水標がはん濫注意水位(警戒水位)(3.35m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき</td> </tr> <tr> <td>梅田川 県知事所管 (両岸：大田見橋～七北田川合流点まで)</td> <td>苦竹 2.50m</td> <td>雨量を考慮し、苦竹量水標が水防団待機水位(指定水位)(2.10m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき</td> <td>雨量を考慮し、苦竹量水標がはん濫注意水位(指定水位)(2.50m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 特別警戒水位情報</p> <p>特別警戒水位を超えた場合は、水防法に基づき県知事が発表するものであり、消防局、消防団、報道機関等を通じて市民へ周知する。危険水位を超えるおそれがあると判断された場合は、市長は堤防からの距離に応じた区分ごとに避難情報を発令する。</p> <p>なお、避難情報の発令の区分や基準等は仙台市水防計画に定めるところによる。</p>	河川名	対象量水標名及び警戒水位	警報の段階と基準			入手・伝達 (国土交通大臣所管河川の場合の例)	第1段階 (準備)	第2段階 (出動)	第3段階 (解除)	名取川 国土交通大臣所管 (両岸：名取川頭首工～河口)	名取橋 6.50m	水防団待機水位(指定水位)(5.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位)(6.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき	東北地方整備局 仙台河川国道事務所 ↓(FAX) 宮城県河川課 ↓(FAX) 宮城県仙台土木事務所 ↓(FAX) 消防局指令課 ↓(FAX) 消防局防災企画課・減災推進課 ↓(FAX) 関係各局・区	閉上第二 2.00m	水防団待機水位(指定水位)(1.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位)(2.00m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき	広瀬川 国土交通大臣所管(両岸：広瀬橋～名取川合流点)	広瀬橋 1.30m	水防団待機水位(指定水位)(0.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位)(1.30m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき	広瀬橋 1.30m	雨量を考慮し、広瀬川量水標が水防団待機水位(指定水位)(0.50m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき(国土交通大臣直轄河川と同時)	雨量を考慮し、広瀬川量水標がはん濫注意水位(警戒水位)(1.30m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき(国土交通大臣直轄河川と同時)	はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき	七北田川 県知事所管 (両岸：赤生津大橋～海)	市名坂 3.35m	雨量を考慮し、市名坂量水標が水防団待機水位(指定水位)(2.85m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき	雨量を考慮し、市名坂量水標がはん濫注意水位(警戒水位)(3.35m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき	はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき	梅田川 県知事所管 (両岸：大田見橋～七北田川合流点まで)	苦竹 2.50m	雨量を考慮し、苦竹量水標が水防団待機水位(指定水位)(2.10m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき	雨量を考慮し、苦竹量水標がはん濫注意水位(指定水位)(2.50m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき	はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき	<p>(つづき)</p> <p>(新第7節 災害情報の収集伝達計画へ移動)</p> <p>(新第7節 災害情報の収集伝達計画へ移動)</p>	<p>パブコメ反映</p> <p>※他節と重複している項目削除</p> <p>※他節の内容を補完する項目は、該当節に移動</p>
河川名	対象量水標名及び警戒水位	警報の段階と基準			入手・伝達 (国土交通大臣所管河川の場合の例)																																					
		第1段階 (準備)	第2段階 (出動)	第3段階 (解除)																																						
名取川 国土交通大臣所管 (両岸：名取川頭首工～河口)	名取橋 6.50m	水防団待機水位(指定水位)(5.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位)(6.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき	東北地方整備局 仙台河川国道事務所 ↓(FAX) 宮城県河川課 ↓(FAX) 宮城県仙台土木事務所 ↓(FAX) 消防局指令課 ↓(FAX) 消防局防災企画課・減災推進課 ↓(FAX) 関係各局・区																																					
	閉上第二 2.00m	水防団待機水位(指定水位)(1.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位)(2.00m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき																																						
広瀬川 国土交通大臣所管(両岸：広瀬橋～名取川合流点)	広瀬橋 1.30m	水防団待機水位(指定水位)(0.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位)(1.30m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき																																						
	広瀬橋 1.30m	雨量を考慮し、広瀬川量水標が水防団待機水位(指定水位)(0.50m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき(国土交通大臣直轄河川と同時)	雨量を考慮し、広瀬川量水標がはん濫注意水位(警戒水位)(1.30m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき(国土交通大臣直轄河川と同時)	はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき																																						
七北田川 県知事所管 (両岸：赤生津大橋～海)	市名坂 3.35m	雨量を考慮し、市名坂量水標が水防団待機水位(指定水位)(2.85m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき	雨量を考慮し、市名坂量水標がはん濫注意水位(警戒水位)(3.35m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき	はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき																																						
梅田川 県知事所管 (両岸：大田見橋～七北田川合流点まで)	苦竹 2.50m	雨量を考慮し、苦竹量水標が水防団待機水位(指定水位)(2.10m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき	雨量を考慮し、苦竹量水標がはん濫注意水位(指定水位)(2.50m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき	はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき																																						

旧頁	節	中間案	修正案	備考																
(55)	1 部 2 章 公助 5 節 風水害対策	<p>(つづき)</p> <p>(5) ダム放流情報</p> <p>ダム放流情報は、洪水調節のため放流を行うダム管理者から通報される。</p> <table border="1" data-bbox="360 260 1068 328"> <thead> <tr> <th>ダム管理者</th> <th>通報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北地方整備局釜房ダム管理所</td> <td>・ダムの防災体制 ・ダムへの流入水量</td> </tr> <tr> <td>宮城県仙台地方ダム総合事務所</td> <td>・ダムの放流量 ・ダム貯水位</td> </tr> </tbody> </table> <pre> graph TD A[東北地方整備局釜房ダム管理所] -- FAX --> B[消防局指令課] C[宮城県仙台地方ダム総合事務所] -- FAX --> B B --> D[消防局防災企画課・減災推進課] D -- FAX --> E[関係局・区] </pre> <p>(6) 各種システム等情報</p> <p>〈各種システムを通じて得られる情報〉</p> <table border="1" data-bbox="264 654 1124 1393"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> <u>仙台市防災気象情報システム</u> (民間気象情報) </td> <td> <input type="checkbox"/> 市内日雨量状況図 市内 15ヶ所(※1)の雨量観測所の時雨量及び日雨量を地図上で表示 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 雨量総括表 市内 15ヶ所(※1)の雨量観測所の時雨量及び日雨量を表で表示 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2"> <u>[市内LAN端末]</u> ・市内LAN端末設置各課公所 </td> <td> <input type="checkbox"/> 気象台観測雨量総括表 市内 3ヶ所(※2)の雨量観測所で気象台が観測した時雨量及び日雨量を表で表示 </td> </tr> <tr> <td> ※1 青葉消防署、荒巻出張所、宮城野消防署、高砂分署、鶴谷出張所、若林消防署、河原町分署、太白消防署、中田出張所、長町出張所、秋保出張所、泉消防署、根白石出張所、宮城消防署、熊ヶ根出張所 ※2 仙台、泉ヶ岳、新川 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <input type="checkbox"/> アメダス情報 <input type="checkbox"/> レーダーアメダス合成図 <input type="checkbox"/> 台風情報 <input type="checkbox"/> ひまわり衛星画像 <input type="checkbox"/> 気象等注意報・警報 <input type="checkbox"/> 実況天気図 <input type="checkbox"/> 予想天気図 <input type="checkbox"/> 短期・週間予報 <input type="checkbox"/> 気象レーダー情報 <input type="checkbox"/> 局地予報(天気、降水量、気温、風向風速等) <input type="checkbox"/> 落雷情報 </td> </tr> </tbody> </table>	ダム管理者	通報内容	東北地方整備局釜房ダム管理所	・ダムの防災体制 ・ダムへの流入水量	宮城県仙台地方ダム総合事務所	・ダムの放流量 ・ダム貯水位	種類	内容	<u>仙台市防災気象情報システム</u> (民間気象情報)	<input type="checkbox"/> 市内日雨量状況図 市内 15ヶ所(※1)の雨量観測所の時雨量及び日雨量を地図上で表示	<input type="checkbox"/> 雨量総括表 市内 15ヶ所(※1)の雨量観測所の時雨量及び日雨量を表で表示	<u>[市内LAN端末]</u> ・市内LAN端末設置各課公所	<input type="checkbox"/> 気象台観測雨量総括表 市内 3ヶ所(※2)の雨量観測所で気象台が観測した時雨量及び日雨量を表で表示	※1 青葉消防署、荒巻出張所、宮城野消防署、高砂分署、鶴谷出張所、若林消防署、河原町分署、太白消防署、中田出張所、長町出張所、秋保出張所、泉消防署、根白石出張所、宮城消防署、熊ヶ根出張所 ※2 仙台、泉ヶ岳、新川		<input type="checkbox"/> アメダス情報 <input type="checkbox"/> レーダーアメダス合成図 <input type="checkbox"/> 台風情報 <input type="checkbox"/> ひまわり衛星画像 <input type="checkbox"/> 気象等注意報・警報 <input type="checkbox"/> 実況天気図 <input type="checkbox"/> 予想天気図 <input type="checkbox"/> 短期・週間予報 <input type="checkbox"/> 気象レーダー情報 <input type="checkbox"/> 局地予報(天気、降水量、気温、風向風速等) <input type="checkbox"/> 落雷情報	<p>(つづき)</p> <p>(新第7節 災害情報の収集伝達計画へ移動)</p> <p>(新第7節 災害情報の収集伝達計画へ移動)</p>	<p>パブコメ反映</p> <p>※他節と重複している項目削除</p> <p>※他節の内容を補完する項目は、該当節に移動</p>
ダム管理者	通報内容																			
東北地方整備局釜房ダム管理所	・ダムの防災体制 ・ダムへの流入水量																			
宮城県仙台地方ダム総合事務所	・ダムの放流量 ・ダム貯水位																			
種類	内容																			
<u>仙台市防災気象情報システム</u> (民間気象情報)	<input type="checkbox"/> 市内日雨量状況図 市内 15ヶ所(※1)の雨量観測所の時雨量及び日雨量を地図上で表示																			
	<input type="checkbox"/> 雨量総括表 市内 15ヶ所(※1)の雨量観測所の時雨量及び日雨量を表で表示																			
<u>[市内LAN端末]</u> ・市内LAN端末設置各課公所	<input type="checkbox"/> 気象台観測雨量総括表 市内 3ヶ所(※2)の雨量観測所で気象台が観測した時雨量及び日雨量を表で表示																			
	※1 青葉消防署、荒巻出張所、宮城野消防署、高砂分署、鶴谷出張所、若林消防署、河原町分署、太白消防署、中田出張所、長町出張所、秋保出張所、泉消防署、根白石出張所、宮城消防署、熊ヶ根出張所 ※2 仙台、泉ヶ岳、新川																			
	<input type="checkbox"/> アメダス情報 <input type="checkbox"/> レーダーアメダス合成図 <input type="checkbox"/> 台風情報 <input type="checkbox"/> ひまわり衛星画像 <input type="checkbox"/> 気象等注意報・警報 <input type="checkbox"/> 実況天気図 <input type="checkbox"/> 予想天気図 <input type="checkbox"/> 短期・週間予報 <input type="checkbox"/> 気象レーダー情報 <input type="checkbox"/> 局地予報(天気、降水量、気温、風向風速等) <input type="checkbox"/> 落雷情報																			

旧頁	節	中間案	修正案	備考						
(56)	1 部 2 章 公助 5 節 風水害対策	<p>(つづき)</p> <table border="1" data-bbox="264 159 1126 1045"> <tr> <td data-bbox="264 159 562 555"> <p>宮城県総合防災情報システム (MIDORI情報)</p> <p>[システム管理課] ・宮城県総務部危機対策課</p> <p>[端末設置部署等] ・災害情報センター (青葉区役所4階)</p> </td> <td data-bbox="562 159 1126 555"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災気象情報 (気象特別警報・警報・注意報・防災情報) ○ 指定河川洪水予報発表文 ○ 土砂災害警戒情報 ○ 気象観測情報 <ul style="list-style-type: none"> ・アメダス降水量 ・アメダス時間降水量 ・気温、日照、風速等 ○ 河川観測情報 (宮城県河川流域情報システム (MIRAI) とリンク) <ul style="list-style-type: none"> ・雨量情報 県内 190 ヲ所 (うち仙台市域 23 ヲ所) の雨量を観測 ・水位情報 県内 155 ヲ所 (うち仙台市域で名取川 3 ヲ所、広瀬川 5 ヲ所、七北田川 5 ヲ所、梅田川 2 ヲ所、高野川 1 ヲ所、大倉川 1 ヲ所) の水位を観測 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 555 562 654"> <p>宮城県土砂災害警戒情報システム</p> </td> <td data-bbox="562 555 1126 654"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨警報、注意報及び土砂災害警戒情報 ○ 降雨の状況、土砂災害危険度の分布 ※県内 5km 四方格子 (5km メッシュ) 区分、現状、1・2・3 時間後予測 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 654 562 1045"> <p>市町村向け『川の防災情報』</p> <p>[システム管理機関] ・国土交通省河川局</p> <p>[情報閲覧可能機関] ・消防局 (減災推進課、指令課、 若林消防署、太白消防署) ・建設局 (総務課、下水道調整課、 河川課)</p> </td> <td data-bbox="562 654 1126 1045"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 台風情報 ○ レーダー雨量情報 ○ テレメータ雨量情報 ○ テレメータ水位情報 ○ ダム関係情報 ○ 水質情報 ○ 海岸情報 ○ 警報等関連情報 </td> </tr> </table> <p>(7) 避難情報</p> <div data-bbox="353 1145 1025 1364" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <pre> graph TD A[気象に係る洪水警報・注意報] --> D[消防局防災企画課・減災推進課 避難情報 (準備・避難・指示)] B[指定河川水位情報] --> D C[水防警報] --> D D --> E[関係局・区] </pre> </div>	<p>宮城県総合防災情報システム (MIDORI情報)</p> <p>[システム管理課] ・宮城県総務部危機対策課</p> <p>[端末設置部署等] ・災害情報センター (青葉区役所4階)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災気象情報 (気象特別警報・警報・注意報・防災情報) ○ 指定河川洪水予報発表文 ○ 土砂災害警戒情報 ○ 気象観測情報 <ul style="list-style-type: none"> ・アメダス降水量 ・アメダス時間降水量 ・気温、日照、風速等 ○ 河川観測情報 (宮城県河川流域情報システム (MIRAI) とリンク) <ul style="list-style-type: none"> ・雨量情報 県内 190 ヲ所 (うち仙台市域 23 ヲ所) の雨量を観測 ・水位情報 県内 155 ヲ所 (うち仙台市域で名取川 3 ヲ所、広瀬川 5 ヲ所、七北田川 5 ヲ所、梅田川 2 ヲ所、高野川 1 ヲ所、大倉川 1 ヲ所) の水位を観測 	<p>宮城県土砂災害警戒情報システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨警報、注意報及び土砂災害警戒情報 ○ 降雨の状況、土砂災害危険度の分布 ※県内 5km 四方格子 (5km メッシュ) 区分、現状、1・2・3 時間後予測 	<p>市町村向け『川の防災情報』</p> <p>[システム管理機関] ・国土交通省河川局</p> <p>[情報閲覧可能機関] ・消防局 (減災推進課、指令課、 若林消防署、太白消防署) ・建設局 (総務課、下水道調整課、 河川課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 台風情報 ○ レーダー雨量情報 ○ テレメータ雨量情報 ○ テレメータ水位情報 ○ ダム関係情報 ○ 水質情報 ○ 海岸情報 ○ 警報等関連情報 	<p>(つづき)</p> <p>(削除)</p>	<p>パブコメ反映 ※他節と重複している項目削除 ※他節の内容を補完する項目は、該当節に移動</p>
<p>宮城県総合防災情報システム (MIDORI情報)</p> <p>[システム管理課] ・宮城県総務部危機対策課</p> <p>[端末設置部署等] ・災害情報センター (青葉区役所4階)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災気象情報 (気象特別警報・警報・注意報・防災情報) ○ 指定河川洪水予報発表文 ○ 土砂災害警戒情報 ○ 気象観測情報 <ul style="list-style-type: none"> ・アメダス降水量 ・アメダス時間降水量 ・気温、日照、風速等 ○ 河川観測情報 (宮城県河川流域情報システム (MIRAI) とリンク) <ul style="list-style-type: none"> ・雨量情報 県内 190 ヲ所 (うち仙台市域 23 ヲ所) の雨量を観測 ・水位情報 県内 155 ヲ所 (うち仙台市域で名取川 3 ヲ所、広瀬川 5 ヲ所、七北田川 5 ヲ所、梅田川 2 ヲ所、高野川 1 ヲ所、大倉川 1 ヲ所) の水位を観測 									
<p>宮城県土砂災害警戒情報システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大雨警報、注意報及び土砂災害警戒情報 ○ 降雨の状況、土砂災害危険度の分布 ※県内 5km 四方格子 (5km メッシュ) 区分、現状、1・2・3 時間後予測 									
<p>市町村向け『川の防災情報』</p> <p>[システム管理機関] ・国土交通省河川局</p> <p>[情報閲覧可能機関] ・消防局 (減災推進課、指令課、 若林消防署、太白消防署) ・建設局 (総務課、下水道調整課、 河川課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 台風情報 ○ レーダー雨量情報 ○ テレメータ雨量情報 ○ テレメータ水位情報 ○ ダム関係情報 ○ 水質情報 ○ 海岸情報 ○ 警報等関連情報 									

旧頁	節	中間案	修正案	備考
(57)	1 部 2 章 公助 5 節 風水害対策	<p>(つづき)</p> <p>3. 地下街等、要配慮者利用施設への情報伝達</p> <p>(1) 地下街等、要配慮者利用施設の定義</p> <p>水防法第 15 条第 1 項第 3 号に定める施設とは、次に定める施設とする。</p> <p>(資料 6-3「水防法第 15 条第 1 項第 3 号の施設（地下街等、要配慮者利用施設）の一覧」参照)</p> <p>ア 地下街等</p> <p>建築物の地階部分の用途が、消防法施行令第 1 条の 2 第 3 項に規定される施設。ただし、別表第 1(5)ロ、(6)ロ、ハ、(7)、(12)、(13)、(14)、(15)、(17)、(18)、(19)、(20)に掲げる用途に供される施設を除く。</p> <p>イ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの）</p> <p>次の用途に供される施設及びこれらと同類と認められる施設</p> <p>① 病院、診療所又は助産所（入院病床を有するものに限る。）</p> <p>② 老人福祉施設（老人介護支援センターを除く）、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）</p> <p>③ 幼稚園、特別支援学校</p> <p>(2) 洪水予報等の伝達方法</p> <p>水防法第 15 条第 2 項に定める「洪水予報等の伝達方法」は、次のとおりとする。</p> <p>ア 伝達情報</p> <p>国土交通省・県からの洪水予報等（洪水注意報、警報）及び避難情報（準備、勧告、指示）</p> <p>イ 伝達系統</p>  <pre> graph TD A["国土交通省・県から洪水予報等 (洪水注意報、警報)"] --> B["消防局防災企画課・減災推進課"] C["対策本部及び現場指揮官からの避難情報 (準備、勧告、指示)"] --> B B --> D["対象施設"] B --> E["関係部局"] E -- 確認 --> D </pre>	<p>(つづき)</p> <p>(新第 7 節 災害情報の収集伝達計画へ移動)</p>	<p>パブコメ反映</p> <p>※他節と重複している項目削除</p> <p>※他節の内容を補完する項目は、該当節に移動</p>

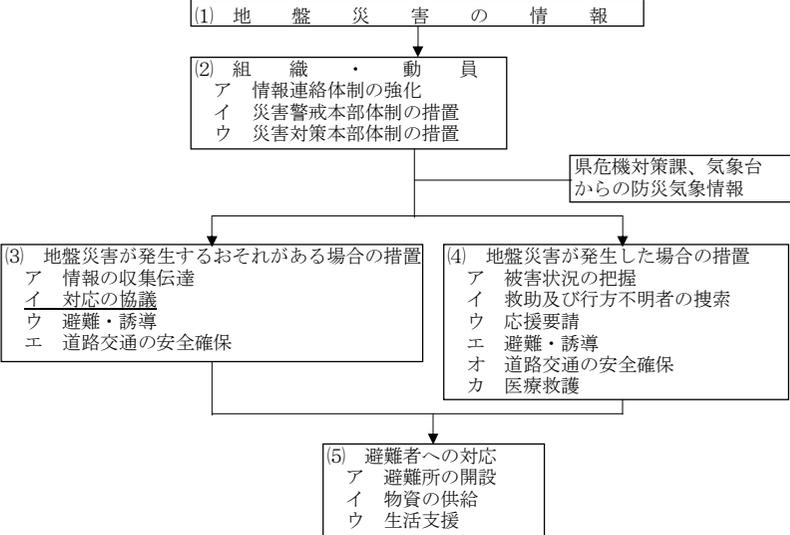
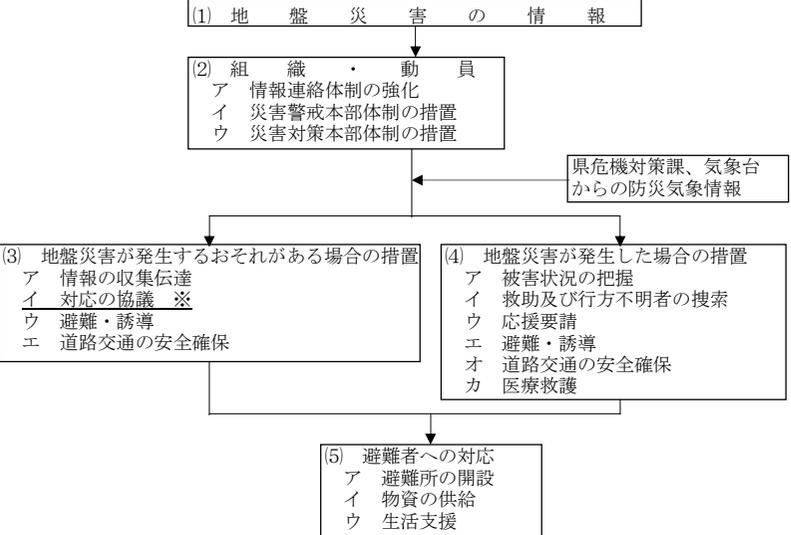
旧頁 (58)	節 1部 2章 公助 5節 風水害対策	中間案	修正案	備考
		<p>(つづき)</p> <p>4. 応急活動計画</p> <p>風水害に係る発災から災害が収束するまでの、応急対策フローと主な応急活動計画は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">＜応急対策フロー＞</p> <p>〔主な応急活動〕</p> <p>(1) <u>大雨、洪水警報等の発表</u></p> <p>ア 危機管理監は、警戒対象部局に対し、必要な組織体制及び職員の配備動員を指示する。</p> <p>イ 危機管理監は、必要に応じ、警戒本部を設置する。</p> <p>ウ 市長は、必要に応じ、災対本部を設置する。</p> <p>(2) <u>組織・動員</u></p> <p>ア <u>情報連絡体制の強化</u></p> <p>気象等に係る注意報、警報等が発表され、市内で災害発生のおそれがあるとき</p> <p>① 警戒対象部局の主管課は、関係職員の連絡体制を確保し、状況に応じて自ら災害情報等の収集に努める体制を確保する。</p> <p>② 災害の状況により、速やかに上位の組織体制に移行できるよう備える。</p>	<p>(つづき)</p> <p>(削除)</p>	<p>パブコメ反映</p> <p>※他節と重複している項目削除</p> <p>※他節の内容を補完する項目は、該当節に移動</p>

旧頁	節	中間案	修正案	備考
(59)	1 部 2 章 公助 5 節 風水害対策	(つづき) <u>イ 災害警戒本部体制の措置</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> 大雨、洪水、暴風等により市内に災害が発生し、災害の警戒及び応急対策を組織的に実施する必要があるとき </div> <p>① 警戒対象部局は、あらかじめ定める防災実施計画に従い、速やかに警戒配備対象職員を動員し、警戒パトロール、被害情報の収集等の警戒活動を行う。</p> <p>② 消防局防災企画課・減災推進課・指令課及び総務企画局危機管理室・庶務課は、速やかに警戒本部（青葉区役所4階災害情報センター）を開設する。</p> <p>③ 区役所区民生活課は、速やかに区警戒本部を開設する。</p> <p>④ 警戒対象部局の長は、情報連絡員を速やかに警戒本部に派遣する。</p> <p>⑤ 警戒本部長は、必要に応じ、警戒対象部局の関係課長等を招集し、防災連絡会議を開催する。</p> <p>⑥ 災害の状況により、速やかに上位の組織体制に移行できるよう備える。</p> <p><u>ウ 災害対策本部体制の措置</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> 1 市内に気象特別警報（暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雨特別警報及び大雪特別警報）、高潮特別警報又は波浪特別警報が発表されたとき 2 大雨、洪水、暴風等により市内に災害が発生し、かつ、拡大するおそれがあるとき </div> <p>① 全ての局・区は、あらかじめ定める防災実施計画に従い、速やかに非常配備（1号～3号）対象職員を動員し、各種災害応急対策を実施する。</p> <p>② 消防局防災企画課・減災推進課・指令課及び総務企画局危機管理室・広報課・庶務課は、速やかに災対本部事務局（青葉区役所4階災害情報センター）を開設する。</p> <p>③ 区役所区民生活課は、速やかに区本部を開設する。</p> <p>④ 各局は、速やかに部体制を整える。</p> <p>⑤ 各部長及び各区本部長は、災対本部事務局に情報連絡員を派遣する。</p> <p>⑥ 災対本部長は、適宜本部員会議を開催し、災害対策の重要事項について協議、決定する。</p> <p>⑦ 区本部長は、適宜区本部員会議を開催し、区の災害対策について協議、決定する。</p> <p>⑧ 主管本部長（危機管理監）は、必要に応じ災対本部長の命を受け、当該災害に関係ある本部員で構成する関係本部員会議を開催する。</p> <p>⑨ 災対本部長は、局部的な災害又は特定の地域における応急対策活動等を推進するため、本部の事務の一部を行う組織として現地本部を設置することができる。</p> <p>※ 以下本節において、「部」「区本部」の表記については、災害警戒本部体制下の場合は「局」「区役所」と読み替えるものとする。</p>	(つづき) (削除)	パブコメ反映 ※他節と重複している項目削除 ※他節の内容を補完する項目は、該当節に移動

旧頁	節	中間案	修正案	備考
(60)	1 部 2 章 公助 5 節 風水害対策	<p>(つづき)</p> <p><u>(3) 情報の収集伝達</u></p> <p><u>ア 気象情報の収集伝達</u> 警戒本部は警戒対象部局へ、災対本部事務局は各部及び各区本部へ、各種システム等で入手した気象情報を速やかに伝達する。</p> <p><u>イ 被害概況の把握</u></p> <p>① 各部及び各区本部は、庁舎等周辺の状況を確認するとともに、参集職員から収集した被害概況等を集約し、情報連絡員を通じて、警戒本部又は災対本部事務局に報告する。</p> <p>② 消防部は、高所監視カメラ等により被害概況の把握に努める。</p> <p><u>ウ 被害状況の把握</u></p> <p>① 各部及び各区本部は、第 8 節「災害情報の収集伝達計画」(P.●)に定める情報収集担当に基づき、それぞれ所管する被害情報の収集に努め、情報連絡員を通じて、警戒本部又は災対本部事務局に報告する。</p> <p>② 警戒本部又は災対本部事務局は、入手した被害情報を集約し、定期的に宮城県に報告する。</p> <p>③ 消防部は、広域応援を必要とするような大規模な風水害が発生した場合は、その状況を消防庁及び宮城県に報告する。</p> <p><u>(4) 災害広報（初動期）</u></p> <p><u>ア 警戒本部又は災対本部事務局は、安心情報も含め、被害状況、応急対策状況等の情報を仙台市ホームページ・電子メール等により速やかに市民へ周知するように努める。</u> <u>また、報道機関の協力を得て、ラジオ、テレビによる広域的な広報に努める。</u></p> <p><u>イ 関係各部及び各区本部は、広報体制を整え、広報車等による広報を行う。</u></p> <p><u>(5) 避難</u></p> <p><u>ア 消防部及び各区本部は、住民の自主避難状況の把握に努める。</u> <u>災対本部長、消防署長又は区本部長は、収集した被害情報及び住民の自主避難に関する情報等に基づき、必要が有ると認めるときは、第 4 節「避難計画」(P.●)に定めるところにより、速やかに避難の措置を行う。</u> <u>避難に際しては、防災関係機関、町内会、自主防災組織等の協力を得て誘導を行う。</u></p> <p><u>イ 消防部は、避難の措置について、必要に応じ、関係局区、他の法令に基づき管理権限を有する関係機関等と協議する。</u></p> <p><u>ウ 各区本部は、第 13 節「避難所運営計画」(P.●)に定めるところにより、指定避難所等のうちから適切な避難所を選定し、施設管理者への連絡により開設体制を整えるとともに、避難所担当職員の派遣について関係各部へ連絡する。</u></p>	<p>(つづき)</p> <p>(削除)</p>	<p>パブコメ反映</p> <p>※他節と重複している項目削除</p> <p>※他節の内容を補完する項目は、該当節に移動</p>

旧頁	節	中間案	修正案	備考
(61)	1部 2章 公助 5節 風水害対策	<p>(つづき)</p> <p>エ <u>関係各部署は、担当する指定避難所等へ避難所担当職員を派遣し、避難所担当職員は、施設の被害、避難状況等について区本部へ報告する。</u></p> <p>オ <u>区本部は、施設の被害及び避難状況を避難所ごとに把握し、警戒本部又は災対本部事務局に報告する。</u></p> <p>(6) <u>応援要請</u> <u>警戒本部又は災対本部は、災害の状況に応じ、時期を失することなく、他の地方公共団体に</u> <u>対し、応援の要請を行うとともに、宮城県を通じ自衛隊の災害派遣を要請する。</u></p> <p>(7) <u>物資の供給</u> <u>ア 各区本部は、食糧、飲料水等備蓄物資を避難者等に給与する。</u> <u>イ 各区本部は、今後の給食見込数や毛布等物資の必要見込数を把握し、警戒本部又は災対本</u> <u>部事務局に報告する。</u> <u>ウ 警戒本部又は災対本部事務局は、経済部に対し、必要な物資の調達を指示する。</u> <u>エ 経済部は、応援協力協定を締結している業界団体等から必要物資を調達し、避難所への搬</u> <u>送を手配する。</u> <u>オ 水道部は、水道施設の被災により断水地域が発生した場合、応急給水体制を整え、運搬給</u> <u>水や拠点給水を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(資料●「拠点給水及び運搬給水場所」参照)</p> <p>(8) <u>医療救護</u> <u>ア 健康福祉部は、災害時医療連絡調整本部等を通じて、医療情報の収集及び連絡調整に努め</u> <u>るとともに、必要に応じ、医療救護班の派遣、後方医療機関の確保を図る。</u> <u>イ 区本部は、必要に応じ、応急救護所及び避難所内救護所を設置し、医療救護活動を行う。</u></p> <p>(9) <u>道路交通の安全確保</u> <u>建設部及び区本部は、道路、橋梁の被害(浸水・陥没等)状況の把握に努めるとともに、道</u> <u>路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要がある場合は、関係法令に基づき、状</u> <u>況に応じて速やかに通行の禁止又は制限の手続を行う。</u> <u>この場合においては、通行の禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を記した道路標識を</u> <u>設置するとともに、周辺道路網から適切な迂回路を確保する。</u></p> <p>(10) <u>行方不明者の捜索</u> <u>消防部は、消防団、警察、宮城海上保安部、自衛隊等関係機関の協力を得て、行方不明者の</u> <u>捜索を行う。</u></p> <p>(11) <u>防疫</u> <u>各区本部は健康福祉部と協力し、災害が鎮静化した段階で、消毒が必要な地区を把握し、消</u> <u>毒薬の配付や消毒作業を行う。</u></p>	<p>(つづき)</p> <p>(削除)</p>	<p>パブコメ反映 ※他節と重複してい る項目削除 ※他節の内容を補完 する項目は、該当節 に移動</p>

旧頁	節	中間案	修正案	備考
(62)	1 部 2 章 公助 5 節 風水害対策	<p>(つづき)</p> <p><u>(12) 災害等廃棄物の収集</u></p> <p>ア <u>環境部は、災害等廃棄物(※)の処理計画を策定し、広報するとともに、円滑かつ効率的な収集、処理を行う。</u></p> <p><u>※災害により発生するがれき等及び災害時に排出される生活ごみ・事業ごみ・し尿などを指し、避難所から排出されるものなども含む。以下同じ。</u></p> <p>イ <u>環境部は、災害等廃棄物の処理方法等について広報し、廃棄物処理施設の受け入れ体制を整える。</u></p> <p><u>(13) ライフライン施設の応急復旧</u></p> <p><u>水道部、ガス部、建設部は、所管施設の被害状況を把握し、速やかに応急復旧措置を講じる。</u></p> <p><u>(14) 災害広報・広聴</u></p> <p>ア <u>広報(鎮静期)</u></p> <p><u>警戒本部又は災対本部事務局は、報道機関の協力を得て、ラジオ、テレビ、新聞等により、次のような内容について、広報を行う。</u></p> <p>① <u>ライフラインの被害状況と復旧見込</u></p> <p>② <u>道路交通情報</u></p> <p>③ <u>医療情報</u></p> <p>④ <u>災害等廃棄物の処理方法</u></p> <p>⑤ <u>相談窓口の開設状況</u></p> <p>⑥ <u>り災証明の発行</u></p> <p>⑦ <u>援護資金等の融資制度情報</u></p> <p>⑧ <u>各種減免措置情報等</u></p> <p>イ <u>広聴</u></p> <p>① <u>市民部は、災害が鎮静化した段階で、市役所本庁舎に総合市政相談窓口を設置し、広聴相談にあたる。</u></p> <p>② <u>区本部は、災害が鎮静化した段階で、区役所庁舎に市政相談窓口を設置し、広聴相談にあたる。</u></p> <p>③ <u>市民部及び区本部は、必要に応じ、避難所等への巡回相談や法律問題等の専門相談を行う。</u></p> <p><u>(資料●「主な相談内容、関係機関及び担当部一覧」参照)</u></p> <p><u>(15) 生活支援</u></p> <p><u>関係各部局は、第36節「民生安定のための緊急措置に関する計画」(P.●)に定めるところにより、災害障害見舞金の支給や災害援護資金の貸付、税の減免等各種援護措置を講じる。</u></p>	<p>(つづき)</p> <p>(削除)</p>	<p>パブコメ反映</p> <p>※他節と重複している項目削除</p> <p>※他節の内容を補完する項目は、該当節に移動</p>

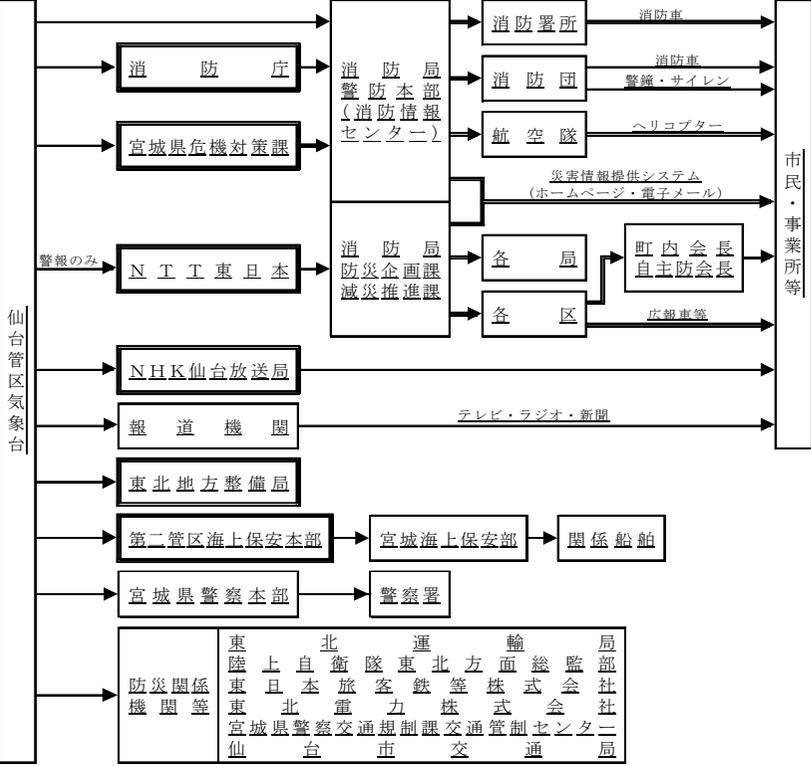
旧頁	節	中間案	修正案	備考
63	1部 2章 公助 6節 地盤災害対策	<p style="text-align: center;">第6節 地盤災害対策</p> <p>(略)</p> <p>4. 応急活動計画</p> <p>地盤災害に係る発災から災害が収束するまでの、<u>応急対策フロー</u>と<u>主な応急活動計画</u>は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><応急対策フロー></p> 	<p style="text-align: center;">第5節 地盤災害対策</p> <p>(略)</p> <p>4. 応急活動計画</p> <p>地盤災害に係る発災から災害が収束するまでの、<u>応急対策フロー</u>は、次のとおりとする。 <u>なお、主な応急活動計画は第2章各節による。</u></p> <p style="text-align: center;"><応急対策フロー></p>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 対応の協議</p> <p>都市整備部及び消防部は、関係部、区本部及び関係機関と次のような事項について協議するとともに、必要に応じ仙台市宅地保全審議会の意見を聴取し、その対応を決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地盤災害の影響範囲</u> ・ <u>住民避難の必要性及びその範囲</u> ・ <u>避難場所</u> ・ <u>交通規制</u> ・ <u>現地の警戒監視体制</u> ・ <u>その他必要な事項</u> </div>	<p>節繰り上げ 新頁 53～</p> <p>パブコメ反映 ※他節と重複している項目削除し、本設に残す項目を繰上げ</p>

旧頁	節	中間案	修正案	備考
(65)	1 部 2 章 公助 6 節 地盤災害対策	(つづき) <u>〔主な応急活動〕</u> (1) <u>地盤災害の情報</u> 消防局は、前記1に基づき、関係局・区に対し、必要な組織体制及び職員の配備動員を指示・ 伝達する。 (2) <u>組織・動員</u> ア <u>情報連絡体制の強化</u> ① 警戒対象部局の主管課及び関係区の区民生活課は、所要の職員を動員し、情報連絡体制 を確保する。 ② 災害の状況により、速やかに上位の組織体制に移行できるよう備える。 イ <u>災害警戒本部体制の措置</u> ① 警戒対象部局は、あらかじめ定める防災実施計画（配備計画）に従い、速やかに警戒配 備対象職員を動員し、警戒パトロール、被害情報の収集等警戒活動を行う。 ② 消防局防災企画課・減災推進課・指令課及び総務企画局危機管理室・庶務課は、速やか に警戒本部（青葉区役所4階災害情報センター）を開設する。 ③ 関係区役所は、速やかに区警戒本部を開設する。 ④ 警戒対象部局の長は、警戒本部に情報連絡員を派遣する。 ⑤ 警戒本部長は、必要に応じ、警戒対象部局の関係課長を招集し、防災連絡会議を開催する。 ウ <u>災害対策本部体制の措置</u> ① 非常配備（1号～3号）を指示された局・区は、あらかじめ定める防災実施計画に従い、 速やかに非常配備対象職員を動員し、各種災害応急対策を実施する。 ② 消防局防災企画課・減災推進課・指令課及び総務企画局危機管理室・広報課・庶務課は、 速やかに災対本部事務局（青葉区役所4階災害情報センター）を開設する。 ③ 関係区役所は、速やかに区本部を開設する。 ④ 関係各局は、速やかに部体制を整える。 ⑤ 各部長及び各区本部長は、災対本部事務局に情報連絡員を派遣する。 ⑥ 災対本部長は、適宜本部員会議を開催し、災害対策の重要事項について協議、決定する。 ⑦ 区本部長は、適宜区本部員会議を開催し、区の災害対策について協議、決定する。 ⑧ 災対本部事務局長は、必要に応じ、災害対策本部の幹事若しくは防災関係機関の関係者 を招集し、連絡調整会議を開催する。 ⑨ 現地本部を設置して対応する必要がある場合は、都市整備局長が現地本部長となり、都 市整備部がその運営にあたる。	(つづき) (削除)	パブコメ反映 ※他節と重複してい る項目削除

旧頁	節	中間案	修正案	備考
(66)	1 部 2 章 公助 6 節 地盤災害対策	<p>(つづき)</p> <p>※ 以下本節において、「部」「区本部」の表記については、災害警戒本部体制下の場合は「局」「区役所」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) <u>地盤災害が発生するおそれがある場合の措置</u></p> <p>ア <u>情報の収集伝達</u> 都市整備部及び消防部は、危険箇所の所有者、管理者等から必要な情報の収集に努める。</p> <p>イ <u>対応の協議</u> 都市整備部及び消防部は、関係部、区本部及び関係機関と次のような事項について協議するとともに、必要に応じ仙台市宅地保全審議会の意見を聴取し、その対応を決定する。</p> <p>① <u>地盤災害の影響範囲</u> ② <u>住民避難の必要性及びその範囲</u> ③ <u>避難場所</u> ④ <u>交通規制</u> ⑤ <u>現地の警戒監視体制</u> ⑥ <u>その他必要な事項</u></p> <p>ウ <u>避難</u></p> <p>① <u>災対本部長、消防署長又は区本部長は、収集した被害情報及び住民の自主避難に関する情報等に基づき、必要があると認めるときは、第4節「避難計画」(P.●)に定めるところにより、速やかに避難の措置を行う。</u></p> <p>② <u>土砂災害関係法令による指定地区の場合は、緊急その他特別の事情のある場合を除いて、関係機関との協議に基づき、当該法令による管理者の技術的判定・判断等を踏まえて、第4節「避難計画」(P.●)に定めるところにより、避難の措置を行うことにより、適切な対応を図るものとする。避難勧告等の解除を行う場合も同様とする。</u></p> <p>③ <u>区本部は、第13節「避難所運営計画」(P.●)に定めるところにより、指定避難所等のうちから適切な避難所を選定し、施設管理者への連絡により開設体制を整えるとともに、避難所担当職員の派遣について関係各部へ連絡する。</u></p> <p>④ <u>関係各部は、担当する指定避難所等へ避難所担当職員を派遣し、避難所担当職員は、施設の被害、避難状況等について区本部へ報告する。</u></p> <p>⑤ <u>区本部は、施設の被害及び避難状況を避難所ごとに把握し、警戒本部又は災対本部事務局に報告する。</u></p> <p>(4) <u>地盤災害が発生した場合の措置</u></p> <p>ア <u>被害状況の把握</u></p> <p>① <u>都市整備部、消防部及び区本部は、被害の状況を把握し、警戒本部又は災対本部事務局に報告する。</u></p> <p>② <u>警戒本部又は災対本部事務局は、入手した被害情報を集約し定期的に宮城県に報告する。</u></p>	<p>(つづき)</p> <p>(削除)</p> <p>(移動 4 応急対策フロー図の項目へ組込み)</p> <p>(削除)</p>	<p>パブコメ反映</p> <p>※他節と重複している項目削除</p>

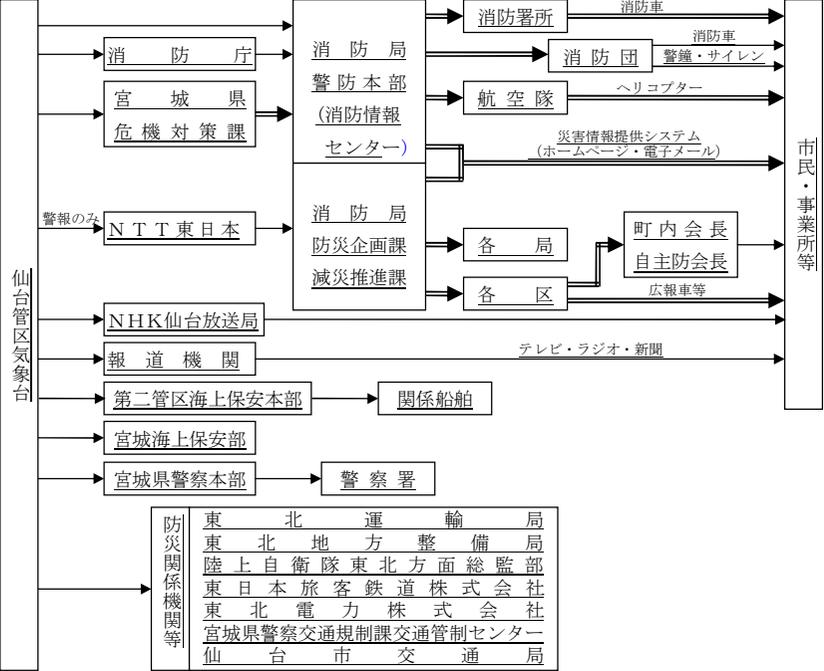
旧頁	節	中間案	修正案	備考
(67)	1 部 2 章 公助 6 節 地盤災害対策	<p>(つづき)</p> <p><u>イ 救助及び行方不明者の捜索</u> 消防部は、消防団、警察、自衛隊等関係機関の協力を得て、救急救助活動及び行方不明者の捜索活動を行う。</p> <p><u>ウ 応援要請</u> 警戒本部又は災対本部は、災害の状況に応じ、他の地方公共団体に対し応援を要請するとともに、宮城県を通じ自衛隊の災害派遣を要請する。</p> <p><u>エ 避難</u> 前記(3)ウ避難に同じ</p> <p><u>オ 物資の供給</u></p> <p>① 各区本部は、食料、飲料水等備蓄物資を避難者等に給与する。</p> <p>② 各区本部は、今後の給食見込数や毛布等物資の必要見込数を把握し、警戒本部又は災対本部事務局に報告する。</p> <p>③ 警戒本部又は災対本部事務局は、経済部に対し、必要な物資の調達を指示する。</p> <p>④ 経済部は、応援協力協定を締結している業界団体等から必要物資を調達し、避難所への搬送を手配する。</p> <p>⑤ 水道部は、水道施設の被災により断水地域が発生した場合、応急給水体制を整え、運搬給水や拠点給水を行う。</p> <p><u>カ 医療救護</u> 健康福祉部は、必要に応じ、災害時医療連絡調整本部等を通じ、医療救護班を編成し、現地へ派遣する。</p> <p><u>キ 道路交通の安全確保</u> 建設部及び区本部は、道路、橋梁の被害（浸水・陥没等）状況の把握に努めるとともに、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要がある場合は、関係法令に基づき、状況に応じて速やかに通行の禁止又は制限の手続を行う。 この場合においては、通行の禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を記した道路標識を設置するとともに、周辺道路網から適切な迂回路を確保する。</p> <p><u>ク 生活支援</u> 関係各部局は、第 36 節「民生安定のための緊急措置に関する計画」(P.●)に定めるところにより、災害障害見舞金の支給や災害援護資金の貸付、税の減免等各種援護措置を講じる。</p>	<p>(つづき)</p> <p>(削除)</p>	<p>パブコメ反映 ※他節と重複している項目削除</p>

旧頁	節	中間案	修正案	備考																			
68	1部 2章 公助 7節 帰宅困難者 対策	(略) 第7節 帰宅困難者対策	(略) 第6節 帰宅困難者対策	節繰り上げ 新頁 56～																			
69	1部 2章 公助 8節 災害情報の 収集伝達計 画	(略) 第8節 災害情報の収集伝達計画 1. 災害情報の収集・伝達 (略) (2) 災対本部が行う情報収集 (略) イ 防災関係機関からの情報収集 (略)	(略) 第7節 災害情報の収集伝達計画 1. 災害情報の収集・伝達 (略) (2) 災対本部が行う情報収集 (略) イ 防災関係機関からの情報収集 (略) ウ 各種システムによる情報収集 〈各種システムを通じて得られる情報〉 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10"> <u>仙台市防災気象情報システム</u> <u>(民間気象情報)</u> <u>[庁内LAN端末]</u> <u>・庁内LAN端末設置各課公所</u> </td> <td>○ <u>市内日雨量状況図</u> 市内15ヶ所(※1)の雨量観測所の時雨量及び日雨量を地図上で表示</td> </tr> <tr> <td>○ <u>雨量総括表</u> 市内15ヶ所(※1)の雨量観測所の時雨量及び日雨量を表で表示</td> </tr> <tr> <td>○ <u>気象台観測雨量総括表</u> 市内3ヶ所(※2)の雨量観測所で気象台が観測した時雨量及び日雨量を表で表示</td> </tr> <tr> <td>※1 <u>青葉消防署、荒巻出張所、宮城野消防署、高砂分署、鶴谷出張所、若林消防署、河原町分署、太白消防署、中田出張所、長町出張所、秋保出張所、泉消防署、根白石出張所、宮城消防署、熊ヶ根出張所</u></td> </tr> <tr> <td>※2 <u>仙台、泉ヶ岳、新川</u></td> </tr> <tr> <td>○ <u>アメダス情報</u></td> </tr> <tr> <td>○ <u>レーダーアメダス合成図</u></td> </tr> <tr> <td>○ <u>台風情報</u></td> </tr> <tr> <td>○ <u>ひまわり衛星画像</u></td> </tr> <tr> <td>○ <u>気象等注意報・警報</u></td> </tr> <tr> <td>○ <u>実況天気図</u></td> </tr> <tr> <td>○ <u>予想天気図</u></td> </tr> <tr> <td>○ <u>短期・週間予報</u></td> </tr> <tr> <td>○ <u>気象レーダー情報</u></td> </tr> <tr> <td>○ <u>局地予報(天気、降水量、気温、風向風速等)</u></td> </tr> <tr> <td>○ <u>落雷情報</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	<u>仙台市防災気象情報システム</u> <u>(民間気象情報)</u> <u>[庁内LAN端末]</u> <u>・庁内LAN端末設置各課公所</u>	○ <u>市内日雨量状況図</u> 市内15ヶ所(※1)の雨量観測所の時雨量及び日雨量を地図上で表示	○ <u>雨量総括表</u> 市内15ヶ所(※1)の雨量観測所の時雨量及び日雨量を表で表示	○ <u>気象台観測雨量総括表</u> 市内3ヶ所(※2)の雨量観測所で気象台が観測した時雨量及び日雨量を表で表示	※1 <u>青葉消防署、荒巻出張所、宮城野消防署、高砂分署、鶴谷出張所、若林消防署、河原町分署、太白消防署、中田出張所、長町出張所、秋保出張所、泉消防署、根白石出張所、宮城消防署、熊ヶ根出張所</u>	※2 <u>仙台、泉ヶ岳、新川</u>	○ <u>アメダス情報</u>	○ <u>レーダーアメダス合成図</u>	○ <u>台風情報</u>	○ <u>ひまわり衛星画像</u>	○ <u>気象等注意報・警報</u>	○ <u>実況天気図</u>	○ <u>予想天気図</u>	○ <u>短期・週間予報</u>	○ <u>気象レーダー情報</u>	○ <u>局地予報(天気、降水量、気温、風向風速等)</u>	○ <u>落雷情報</u>	節繰り上げ 新頁 57～ パブコメ反映 ※旧第5節から組込み
種 類	内 容																						
<u>仙台市防災気象情報システム</u> <u>(民間気象情報)</u> <u>[庁内LAN端末]</u> <u>・庁内LAN端末設置各課公所</u>	○ <u>市内日雨量状況図</u> 市内15ヶ所(※1)の雨量観測所の時雨量及び日雨量を地図上で表示																						
	○ <u>雨量総括表</u> 市内15ヶ所(※1)の雨量観測所の時雨量及び日雨量を表で表示																						
	○ <u>気象台観測雨量総括表</u> 市内3ヶ所(※2)の雨量観測所で気象台が観測した時雨量及び日雨量を表で表示																						
	※1 <u>青葉消防署、荒巻出張所、宮城野消防署、高砂分署、鶴谷出張所、若林消防署、河原町分署、太白消防署、中田出張所、長町出張所、秋保出張所、泉消防署、根白石出張所、宮城消防署、熊ヶ根出張所</u>																						
	※2 <u>仙台、泉ヶ岳、新川</u>																						
	○ <u>アメダス情報</u>																						
	○ <u>レーダーアメダス合成図</u>																						
	○ <u>台風情報</u>																						
	○ <u>ひまわり衛星画像</u>																						
	○ <u>気象等注意報・警報</u>																						
○ <u>実況天気図</u>																							
○ <u>予想天気図</u>																							
○ <u>短期・週間予報</u>																							
○ <u>気象レーダー情報</u>																							
○ <u>局地予報(天気、降水量、気温、風向風速等)</u>																							
○ <u>落雷情報</u>																							

旧頁	節	中間案	修正案	備考
(74)	1 部 2 章 公助 8 節 災害情報の 収集伝達計 画	(つづき) 2. 気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の種類と発表基準等 (1) 気象業務法に基づき、仙台管区気象台が発表する防災気象情報は、資料編による。 (資料 4-7「気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の種類と発表基準」参照)	(つづき) 2. 気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報 気象業務法に基づき、仙台管区気象台が発表する防災気象情報は、資料編による。 なお、仙台管区気象台が発表する気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の伝達系統は、次のとおりである。 (資料 4-7「気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の種類と発表基準」参照) <u>〈気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の伝達系統図〉</u>  <p>The flowchart shows the transmission system for disaster information. It starts with the Sendai District Meteorological Station (仙台管区気象台) on the left. Information is sent to several entities: Fire Stations (消防庁), Miyagi Prefecture Disaster Response Center (宮城県危機対策課), Nippon Television (NHK), NHK Sendai Station (NHK仙台放送局), News Media (報道機関), Tohoku Regional Development Bureau (東北地方整備局), Second District Maritime Security Headquarters (第二管区海上保安本部), Miyagi Prefecture Police (宮城県警察本部), and Disaster-Related Organizations (防災関係機関等). From these entities, information is further disseminated to Fire Stations (消防署), Fire Units (消防団), Air Squadron (航空隊), Fire Stations (各局), and Districts (各区). These then reach Citizens and Businesses (市民・事業所等) through various means like fire trucks, sirens, helicopters, disaster information systems (home page, email), and sirens. Other agencies like Maritime Security (関係船舶) and Police (警察署) also receive information. A box at the bottom lists disaster-related organizations: Tohoku Railway Bureau (東北運輸局), Tohoku Self-Defense Force (陸上自衛隊東北方面総監部), Tohoku Railway (東日本旅客鉄道株式会社), Tohoku Electric (東北電力株式会社), Miyagi Prefecture Police Traffic Regulation Center (宮城県警察交通規制課交通管制センター), and Sendai City Traffic Bureau (仙台市交通局).</p>	パブコメ反映 ※旧第5節の組みみに 伴う構成変更

注) 二重枠の機関は、気象業務法第 15 条の規定に基づく法定伝達先
 注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

旧頁	節	中間案	修正案	備考																																								
(75)	1 部 2 章 公助 8 節 災害情報の 収集伝達計 画	(つづき) 3. 水防警報の種類と基準 水防法第 10 条の 6 第 1 項に基づき、国土交通大臣及び宮城県知事が水防警報を行う河川とその区域は、次のとおりである。 (1) 国土交通大臣（東北地方整備局）が行う水防警報 ア 名取川 左岸：仙台市太白区山田（名取川頭首工）から海まで 右岸：名取市高館熊野堂（名取川頭首工）から海まで イ 広瀬川 左岸：仙台市若林区河原町（広瀬橋）から名取川合流点まで 右岸：仙台市太白区長町（広瀬橋）から名取川合流点まで (2) 知事が行う水防警報 ア 広瀬川 左岸：仙台市若林区土樋（愛宕橋）から仙台市若林区河原町（広瀬橋）まで 右岸：仙台市太白区越路（愛宕橋）から仙台市太白区長町（広瀬橋）まで イ 七北田川 左岸：仙台市泉区七北田（赤生津大橋）から海まで 右岸：仙台市泉区上谷刈（赤生津大橋）から海まで ウ 梅田川 左岸：仙台市宮城野区原町（大田見橋）から七北田川合流点まで 右岸：仙台市宮城野区五輪（大田見橋）から七北田川合流点まで (3) 水防警報の段階と行動内容 ア 第 1 段階（準備） 水防資材器具の整備点検、堰堤水こう門の開閉の準備、消防幹部の出動など水防活動の準備をする必要がある旨通報する。 イ 第 2 段階（出動） 消防団員が出動する必要がある旨通報する。 ウ 第 3 段階（解除） 水防活動の終了を通報する。	(つづき) 4. 水防警報 水防法第 10 条の 6 第 1 項に基づき、国土交通大臣及び宮城県知事が水防警報を行う河川とその区域、基準等は次のとおりである。 なお、伝達系統の詳細は仙台市水防計画に定めるところによる。 <水防警報の発表方法> <table border="1" data-bbox="1137 325 1982 1254"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川名</th> <th rowspan="2">対象量水標名及び警戒水位</th> <th colspan="3">警報の段階と基準</th> <th rowspan="2">入手・伝達 (国土交通大臣所管河川の場合の例)</th> </tr> <tr> <th>第 1 段階 ※ (準備)</th> <th>第 2 段階 ※ (出動)</th> <th>第 3 段階 ※ (解除)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">名取川 国土交通大臣所管 (両岸：名取川頭首工～河口)</td> <td>名取橋 6.50m</td> <td>水防団待機水位(指定水位) (5.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位) (6.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位) (警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき</td> <td rowspan="2">東北地方整備局 仙台河川国道事務所 ↓ (FAX) 宮城県河川課 ↓ (FAX) 宮城県仙台土木事務所 ↓ (FAX) 消防局指令課 ↓ (FAX) 消防局防災企画課・減災推進課 ↓ (FAX) 関係各局・区</td> </tr> <tr> <td>関上第一 2.00m</td> <td>水防団待機水位(指定水位) (1.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位) (2.00m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位) (警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">広瀬川 国土交通大臣所管(両岸：広瀬橋～名取川合流点)</td> <td>広瀬橋 1.30m</td> <td>水防団待機水位(指定水位) (0.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位) (1.30m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位) (警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき</td> <td rowspan="2">消防局指令課 ↓ (FAX) 消防局防災企画課・減災推進課 ↓ (FAX) 関係各局・区</td> </tr> <tr> <td>県知事所管 (両岸：愛宕橋～広瀬橋)</td> <td>広瀬橋 1.30m</td> <td>雨量を考慮し、広瀬川量水標が水防団待機水位(指定水位) (0.50m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき(国土交通大臣直轄河川と同時)</td> <td>雨量を考慮し、広瀬川量水標がはん濫注意水位(警戒水位) (1.30m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき(国土交通大臣直轄河川と同時)</td> </tr> <tr> <td>七北田川 県知事所管 (両岸：赤生津大橋～海)</td> <td>市名坂 3.35m</td> <td>雨量を考慮し、市名坂量水標が水防団待機水位(指定水位) (2.85m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき</td> <td>雨量を考慮し、市名坂量水標がはん濫注意水位(警戒水位) (3.35m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき</td> <td rowspan="2">関係各局・区</td> </tr> <tr> <td>梅田川 県知事所管 (両岸：大田見橋～七北田川合流点まで)</td> <td>苦竹 2.50m</td> <td>雨量を考慮し、苦竹量水標が水防団待機水位(指定水位) (2.10m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき</td> <td>雨量を考慮し、苦竹量水標がはん濫注意水位(指定水位) (2.50m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき</td> </tr> </tbody> </table> ※ 第 1 段階（準備）：水防資材器具の整備点検、堰堤水こう門の開閉の準備、消防幹部の出動など水防活動の準備をする必要がある旨通報する。 ※ 第 2 段階（出動）：消防団員が出動する必要がある旨通報する。 ※ 第 3 段階（解除）：水防活動の終了を通報する。	河川名	対象量水標名及び警戒水位	警報の段階と基準			入手・伝達 (国土交通大臣所管河川の場合の例)	第 1 段階 ※ (準備)	第 2 段階 ※ (出動)	第 3 段階 ※ (解除)	名取川 国土交通大臣所管 (両岸：名取川頭首工～河口)	名取橋 6.50m	水防団待機水位(指定水位) (5.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位) (6.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位) (警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき	東北地方整備局 仙台河川国道事務所 ↓ (FAX) 宮城県河川課 ↓ (FAX) 宮城県仙台土木事務所 ↓ (FAX) 消防局指令課 ↓ (FAX) 消防局防災企画課・減災推進課 ↓ (FAX) 関係各局・区	関上第一 2.00m	水防団待機水位(指定水位) (1.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位) (2.00m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位) (警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき	広瀬川 国土交通大臣所管(両岸：広瀬橋～名取川合流点)	広瀬橋 1.30m	水防団待機水位(指定水位) (0.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位) (1.30m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位) (警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき	消防局指令課 ↓ (FAX) 消防局防災企画課・減災推進課 ↓ (FAX) 関係各局・区	県知事所管 (両岸：愛宕橋～広瀬橋)	広瀬橋 1.30m	雨量を考慮し、広瀬川量水標が水防団待機水位(指定水位) (0.50m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき(国土交通大臣直轄河川と同時)	雨量を考慮し、広瀬川量水標がはん濫注意水位(警戒水位) (1.30m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき(国土交通大臣直轄河川と同時)	七北田川 県知事所管 (両岸：赤生津大橋～海)	市名坂 3.35m	雨量を考慮し、市名坂量水標が水防団待機水位(指定水位) (2.85m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき	雨量を考慮し、市名坂量水標がはん濫注意水位(警戒水位) (3.35m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき	はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき	関係各局・区	梅田川 県知事所管 (両岸：大田見橋～七北田川合流点まで)	苦竹 2.50m	雨量を考慮し、苦竹量水標が水防団待機水位(指定水位) (2.10m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき	雨量を考慮し、苦竹量水標がはん濫注意水位(指定水位) (2.50m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき	はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき	パブコメ反映 ※旧第 5 節の組込み ※旧第 5 節の組込みに 伴う構成変更
河川名	対象量水標名及び警戒水位	警報の段階と基準				入手・伝達 (国土交通大臣所管河川の場合の例)																																						
		第 1 段階 ※ (準備)	第 2 段階 ※ (出動)	第 3 段階 ※ (解除)																																								
名取川 国土交通大臣所管 (両岸：名取川頭首工～河口)	名取橋 6.50m	水防団待機水位(指定水位) (5.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位) (6.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位) (警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき	東北地方整備局 仙台河川国道事務所 ↓ (FAX) 宮城県河川課 ↓ (FAX) 宮城県仙台土木事務所 ↓ (FAX) 消防局指令課 ↓ (FAX) 消防局防災企画課・減災推進課 ↓ (FAX) 関係各局・区																																							
	関上第一 2.00m	水防団待機水位(指定水位) (1.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位) (2.00m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位) (警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき																																								
広瀬川 国土交通大臣所管(両岸：広瀬橋～名取川合流点)	広瀬橋 1.30m	水防団待機水位(指定水位) (0.50m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位) (1.30m)に達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位(警戒水位) (警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき	消防局指令課 ↓ (FAX) 消防局防災企画課・減災推進課 ↓ (FAX) 関係各局・区																																							
	県知事所管 (両岸：愛宕橋～広瀬橋)	広瀬橋 1.30m	雨量を考慮し、広瀬川量水標が水防団待機水位(指定水位) (0.50m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき(国土交通大臣直轄河川と同時)	雨量を考慮し、広瀬川量水標がはん濫注意水位(警戒水位) (1.30m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき(国土交通大臣直轄河川と同時)																																								
七北田川 県知事所管 (両岸：赤生津大橋～海)	市名坂 3.35m	雨量を考慮し、市名坂量水標が水防団待機水位(指定水位) (2.85m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき	雨量を考慮し、市名坂量水標がはん濫注意水位(警戒水位) (3.35m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき	はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき	関係各局・区																																							
梅田川 県知事所管 (両岸：大田見橋～七北田川合流点まで)	苦竹 2.50m	雨量を考慮し、苦竹量水標が水防団待機水位(指定水位) (2.10m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき	雨量を考慮し、苦竹量水標がはん濫注意水位(指定水位) (2.50m)に達し、さらに増水し危険が予想されるとき	はん濫注意水位(警戒水位)を下がり水防作業の必要がなくなったとき																																								

旧頁	節	中間案	修正案	備考
(76)	1部 2章 公助 8節 災害情報の 収集伝達計 画	<p>(つづき)</p> <p>4. 伝達系統</p> <p>(1) 仙台管区気象台が発表する気象等に係る特別警報・警報・注意報・気象情報の伝達は、次のとおりである。</p> <p>〈気象等に係る特別警報・警報・注意報・気象情報の伝達体制〉</p>  <p>注) 二重線は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている経路。</p> <p>(2) 水防警報の伝達は、仙台市水防計画に定めるところによる。(第5節「風水害対策」P.●参照)</p>	<p>(つづき)</p> <p>(移動 2. 気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報へ)</p> <p>(移動 4. 水防警報へ)</p>	<p>パブコメ反映 ※旧第5節の組込みに 伴う構成変更</p> <p>パブコメ反映 ※旧第5節の組込みに 伴う構成変更</p>

旧頁	節	中間案	修正案	備考												
81	1部 2章 公助 9節 災害広報・広聴計画	<p style="text-align: center;">第9節 災害広報・広聴計画 〔災対本部、総務企画部、市民部、健康福祉部、区本部〕</p> <p>(略)</p> <p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #00aaff; color: white;"> <th style="width: 20%;">実 施 機 関</th> <th style="width: 80%;">担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">災 対 本 部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、インターネット等による市民への災害広報に関すること ・報道機関への情報の提供及び報道要請に関すること ・プレスルーム（記者発表室）の設営及び運用に関すること ・その他関係機関との連絡調整に関すること </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 広報活動 〔災対本部、総務企画部、市民部、健康福祉部、区本部〕</p> <p>(略)</p> <p>(2) 広報の方法</p> <p>ア 報道機関との連携</p> <p>① テレビ・ラジオの活用</p> <p>(略)</p> <p>② 報道機関に対する情報提供</p> <p>災害時は、記者会見、記者説明、資料提供等により、報道機関を通じて市民に情報を伝える必要がある。そのため、災対本部は、プレスルームを設置し、被害状況、避難の勧告・指示の状況、市民及び被災者に対する注意事項等の情報提供に努める。 (略)</p> <p>(略)</p> <p>イ 広報車による広報</p> <p>(略)</p> <p>ウ 広報紙等による広報</p> <p>災対本部は、複雑な情報を分かりやすく市民に伝えるため、速やかに文字情報としての広報紙を作成し、配布する。 (略)</p> <p>(略)</p> <p>エ 通信メディアによる広報</p> <p>災対本部及び総務企画部は、市のホームページや電子メール等のインターネットを利用した様々なサービスによる情報伝達を可能な限り実施し、市民への広報を補完するとともに、国内外へ情報発信を行う。</p>	実 施 機 関	担 当 業 務	災 対 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、インターネット等による市民への災害広報に関すること ・報道機関への情報の提供及び報道要請に関すること ・プレスルーム（記者発表室）の設営及び運用に関すること ・その他関係機関との連絡調整に関すること 	(略)	(略)	<p style="text-align: center;">第8節 災害広報・広聴計画 〔災対本部事務局、総務企画部、市民部、健康福祉部、区本部〕</p> <p>(略)</p> <p>1. 実施機関及び担当業務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #00aaff; color: white;"> <th style="width: 20%;">実 施 機 関</th> <th style="width: 80%;">担 当 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">災対本部<u>事務局</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、インターネット等による市民への災害広報に関すること ・報道機関への情報の提供及び報道要請に関すること ・プレスルーム（記者発表室）の設営及び運用に関すること ・その他関係機関との連絡調整に関すること </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 広報活動 〔災対本部事務局、総務企画部、市民部、健康福祉部、区本部〕</p> <p>(略)</p> <p>(2) 広報の方法</p> <p>ア 報道機関との連携</p> <p>① テレビ・ラジオの活用</p> <p>(略)</p> <p>② 報道機関に対する情報提供</p> <p>災害時は、記者会見、記者説明、資料提供等により、報道機関を通じて市民に情報を伝える必要がある。そのため、災対本部<u>事務局</u>は、プレスルームを設置し、被害状況、避難の勧告・指示の状況、市民及び被災者に対する注意事項等の情報提供に努める。 (略)</p> <p>(略)</p> <p>イ 広報車による広報</p> <p>(略)</p> <p>ウ 広報紙等による広報</p> <p>災対本部<u>事務局</u>は、複雑な情報を分かりやすく市民に伝えるため、速やかに文字情報としての広報紙を作成し、配布する。 (略)</p> <p>(略)</p> <p>エ 通信メディアによる広報</p> <p>災対本部<u>事務局</u>及び総務企画部は、市のホームページや電子メール等のインターネットを利用した様々なサービスによる情報伝達を可能な限り実施し、市民への広報を補完するとともに、国内外へ情報発信を行う。</p>	実 施 機 関	担 当 業 務	災対本部 <u>事務局</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、インターネット等による市民への災害広報に関すること ・報道機関への情報の提供及び報道要請に関すること ・プレスルーム（記者発表室）の設営及び運用に関すること ・その他関係機関との連絡調整に関すること 	(略)	(略)	<p>節繰り上げ 新頁 71～</p> <p>内容適正化 ※名称整理</p> <p>内容適正化 ※名称整理</p>
実 施 機 関	担 当 業 務															
災 対 本 部	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、インターネット等による市民への災害広報に関すること ・報道機関への情報の提供及び報道要請に関すること ・プレスルーム（記者発表室）の設営及び運用に関すること ・その他関係機関との連絡調整に関すること 															
(略)	(略)															
実 施 機 関	担 当 業 務															
災対本部 <u>事務局</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙、インターネット等による市民への災害広報に関すること ・報道機関への情報の提供及び報道要請に関すること ・プレスルーム（記者発表室）の設営及び運用に関すること ・その他関係機関との連絡調整に関すること 															
(略)	(略)															
87	1部 2章 公助 10節 救急・救助計画	<p style="text-align: center;">第10節 救急・救助計画</p>	<p style="text-align: center;">第9節 救急・救助計画</p>	<p>節繰り上げ 新頁 77～</p>												

旧頁	節	中間案	修正案	備考												
89	1部 2章 公助 11節 医療救護・保健・防疫計画	第11節 医療救護・保健・防疫計画	第10節 医療救護・保健・防疫計画	節繰り上げ 新頁 79～												
99	1部 2章 公助 12節 消防活動計画	第12節 消防活動計画	第11節 消防活動計画	節繰り上げ 新頁 89～												
102	1部 2章 公助 13節 避難所運営計画	<p>第13節 避難所運営計画</p> <p>(略)</p> <p>2. 避難所の開設及び避難者の収容〔各部、区本部〕</p> <p>(略)</p> <p>(1) 収容対象者</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難所の開設</p> <p>風水害等が発生し又は発生するおそれがある場合の避難所の開設方法等は次のとおりとする。</p> <p>〈避難所開設基準〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>開 設 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①避難勧告等発令時</td> <td>○区本部は、事前に適切な避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、施設管理者との協力により開設する。</td> </tr> <tr> <td>②その他の場合</td> <td>○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣する。 ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から必要と認めるとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者の収容を行うものとする。 (施設管理者：(6)参照、地域団体：第1章 第6節「避難所を主体的に運営する」P.●参照)</p> <p>※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。 ※福祉避難所の開設については、第14節「災害時要援護者への対応計画」(P.●)で定める。</p> <p>(3) 各部の措置</p> <p>(略)</p>	条 件	開 設 方 法	①避難勧告等発令時	○区本部は、事前に適切な避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、施設管理者との協力により開設する。	②その他の場合	○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣する。 ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から必要と認めるとき。	<p>第12節 避難所運営計画</p> <p>(略)</p> <p>2. 避難所の開設及び避難者の収容〔各部、区本部〕</p> <p>(略)</p> <p>(1) 収容対象者</p> <p>(略)</p> <p>(2) 避難所の開設</p> <p>風水害等が発生し又は発生するおそれがある場合の避難所の開設方法等は次のとおりとする。</p> <p>〈避難所開設基準〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>開 設 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①避難勧告等発令時</td> <td>○区本部は、事前に適切な避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、<u>避難者が発生した場合は区本部の判断で開設する。</u></td> </tr> <tr> <td>②その他の場合</td> <td>○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、<u>開設する。</u> ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 上記にかかわらず、施設管理者及び地域団体は、避難者等の状況により、あるいは事前協議において定めた方法に基づき、必要に応じて避難者の収容を行うものとする。 (施設管理者：(6)参照、地域団体：第1章 第6節「避難所を主体的に運営する」P.14参照)</p> <p>※補助避難所については、地域、市、施設の事前協議に基づき適時開設する。 ※福祉避難所の開設については、第13節「災害時要援護者への対応計画」(P.100)で定める。</p> <p>(3) 各部の措置</p> <p>(略)</p>	条 件	開 設 方 法	①避難勧告等発令時	○区本部は、事前に適切な避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、 <u>避難者が発生した場合は区本部の判断で開設する。</u>	②その他の場合	○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、 <u>開設する。</u> ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。	節繰り上げ 新頁 92～ 内容適正化 ※体制明確化
条 件	開 設 方 法															
①避難勧告等発令時	○区本部は、事前に適切な避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、施設管理者との協力により開設する。															
②その他の場合	○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣する。 ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から必要と認めるとき。															
条 件	開 設 方 法															
①避難勧告等発令時	○区本部は、事前に適切な避難所施設を選定し、避難所の施設管理者への連絡により開設体制を整える。 ○各部から避難所担当職員を派遣し、 <u>避難者が発生した場合は区本部の判断で開設する。</u>															
②その他の場合	○以下の場合に開設し、各部から避難所担当職員を派遣し、 <u>開設する。</u> ・施設管理者から区本部へ避難状況の報告があり、開設が必要と認めるとき。 ・必要に応じて、区本部が避難所施設の巡回確認を行い、避難状況等から開設が必要と認めるとき。															

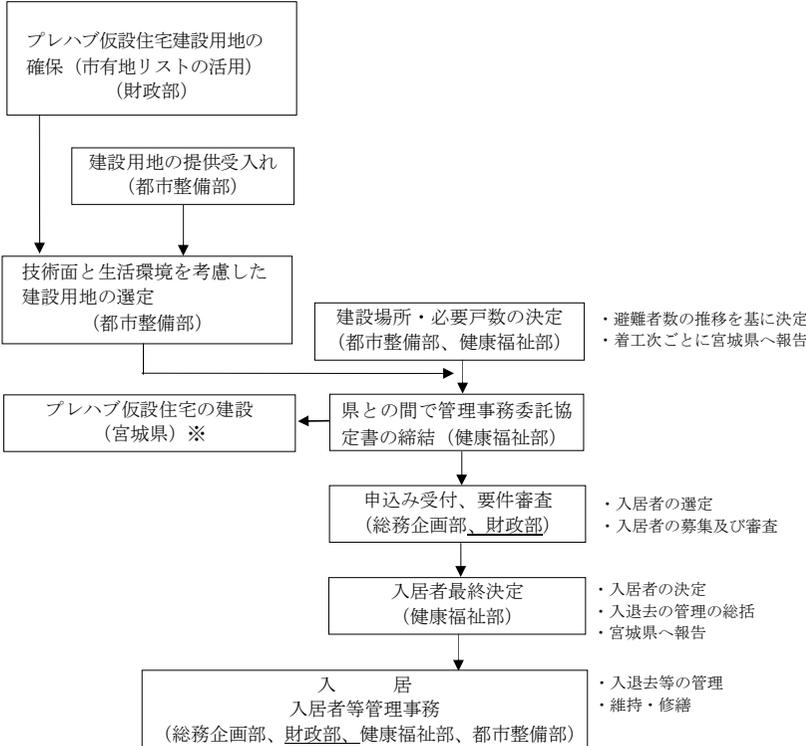
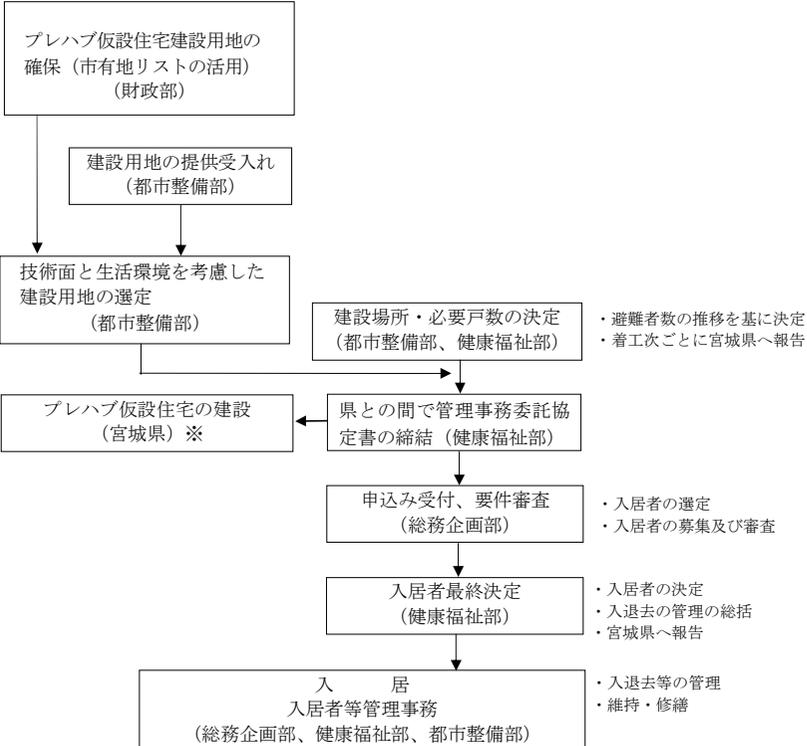
旧頁	節	中間案	修正案	備考
(103)	1 部 2 章 公助 13 節 避難所運営 計画	(つづき) (4) 区本部の措置 ア 開設基準に基づき、避難勧告等が発令される場合については、災对本部の指示により事前に適切な避難所施設を選定し、避難所の施設管理者に連絡を行い、開設体制を整え <u>るとともに、避難所担当職員の派遣について、関係各部へ連絡する。</u> イ <u>避難所担当職員の報告により施設の被害、避難状況等について避難所ごとに把握し、災对本部へ報告する。</u>	(つづき) (4) 区本部の措置 開設基準に基づき、避難勧告等が発令される場合については、災对本部の指示により事前に適切な避難所施設を選定し、避難所の施設管理者に連絡を行い、開設体制を整える <u>。</u> <u>また、避難所担当職員の派遣について関係各部へ連絡し、状況に応じて避難所開設を決定する。</u> (削除)	内容適正化 ※体制明確化 内容適正化 ※後述との重複項目の削除
110	1 部 2 章 公助 14 節 災害時要 援護者への 対応計画	第 14 節 災害時要援護者への対応計画	第 13 節 災害時要援護者への対応計画	節繰り上げ 新頁 100～
114	1 部 2 章 公助 15 節 物資供給計画	第 15 節 物資供給計画	第 14 節 物資供給計画	節繰り上げ 新頁 104～
120	1 部 2 章 公助 16 節 緊急輸送計画	第 16 節 緊急輸送計画	第 15 節 緊急輸送計画	節繰り上げ 新頁 110～
126	1 部 2 章 公助 17 節 廃棄物処理 計画	第 17 節 廃棄物処理計画	第 16 節 廃棄物処理計画	節繰り上げ 新頁 116～
133	1 部 2 章 公助 18 節 二次災害の 防止	第 18 節 二次災害の防止	第 17 節 二次災害の防止	節繰り上げ 新頁 123～

旧頁	節	中間案	修正案	備考
139	1部 2章 公助 19節 災害支援活動のサポート	第19節 災害支援活動のサポート	第18節 災害支援活動のサポート	節繰り上げ 新頁 129～
143	1部 2章 公助 20節 燃料確保・供給計画	第20節 燃料確保・供給計画	第19節 燃料確保・供給計画	節繰り上げ 新頁 133～
146	1部 2章 公助 21節 災害救助法適用計画	第21節 災害救助法適用計画	第20節 災害救助法適用計画	節繰り上げ 新頁 136～
150	1部 2章 公助 22節 行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画	第22節 行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画 (略) 2. 行方不明者の捜索 【消防部、宮城海上保安部、宮城県警察本部】 災害現場の状況に応じて、警察、消防、消防団、宮城海上保安部、自衛隊・応援機関及び地域団体等が相互に協力し、生存の可能性のある者を優先して捜索に当たる。また、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の捜索を行う。 3. 遺体の収容、検視・検案及び処理 【健康福祉部、区本部、消防部、宮城海上保安部、宮城県警察本部】 (略) (1) 遺体安置所の設置 仙台市は、体育館、市民センター、寺院、教会等の関係団体及び遺体検視を行う警察署等と協議し、遺体の収容先として検案場所・安置所を指定する。	第21節 行方不明者の捜索・遺体の収容等に関する計画 (略) 2. 行方不明者の捜索 【消防部、宮城海上保安部、宮城県警察本部】 仙台市は、災害救助法が適用された場合、災害現場の状況に応じて防災関係機関等の協力を得て、生存の可能性のあるものを優先して行方不明者の捜索を行う。 また、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の捜索を行う。 3. 遺体の収容、検視・検案及び処理 【健康福祉部、区本部、消防部、宮城海上保安部、宮城県警察本部】 (略) (1) 遺体安置所の設置 仙台市は、体育館、市民センター、寺院、教会等の関係団体及び遺体検視を行う警察署等と協議し、遺体の収容先として検案場所・安置所を設置する。 (2) 遺体の安置 仙台市は、遺体の引き取り人がいない場合などは、市が設置した遺体安置所に搬入するよう関係機関に連絡する。また、必要に応じ、葬祭業者等に搬入を委託する。	節繰り上げ 新頁 140～ 内容適正化 ※体制整理（関係機関調整） 内容適正化 ※体制整理（関係機関調整） 内容適正化 ※体制整理・項目追加（関係機関調整）

旧頁	節	中間案	修正案	備考
154	1部 2章 公助 23節 応援協力要 請（受援）計 画	第 23 節 応援協力要請（受援）計画	第 22 節 応援協力要請（受援）計画	節繰り上げ 新頁 144～
163	1部 2章 公助 24節 災害警備活 動・交通規制 計画	第 24 節 災害警備活動・交通規制計画	第 23 節 災害警備活動・交通規制計画	節繰り上げ 新頁 153～
166	1部 2章 公助 25節 応急公用負 担	第 25 節 応急公用負担	第 24 節 応急公用負担	節繰り上げ 新頁 156～
168	1部 2章 公助 26節 文教対策計 画	第 26 節 文教対策計画	第 25 節 文教対策計画	節繰り上げ 新頁 158～
173	1部 2章 公助 27節 応急給水・水 道復旧計画	第 27 節 応急給水・水道復旧計画	第 26 節 応急給水・水道復旧計画	節繰り上げ 新頁 163～
177	1部 2章 公助 28節 電力施設災 害応急計画	第 28 節 電力施設災害応急計画	第 27 節 電力施設災害応急計画	節繰り上げ 新頁 167～

旧頁	節	中間案	修正案	備考
179	1部 2章 公助 29節 電気通信施設 害応急計画	<p style="text-align: center;">第 29 節 電気通信施設災害応急計画</p> <p>(略)</p> <p>1. 応急対策の内容 通信施設の被害が発生した場合は、最小限の通信の確保を行うため。次の各号の措置をとる。 ア 非常用可搬形交換装置の出動 イ <u>ポータブル衛星通信装置、可搬型無線機</u>などの出動 ウ 移動電源車の出動 エ 応急ケーブルによる措置</p> <p>(略)</p> <p>2. 応急措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 特設公衆電話の設置 ア 各市町村指定の避難所等に、必要に応じて特設公衆電話を設置する。 イ 孤立化する地域をなくすため、地域ごとに特設公衆電話を設置する。 <u>また、重要通信の疎通と被災地における情報拠点の確保においては、災害に極めて強い衛星通信の利点を活かし、衛星通信を活用する。</u> ウ 広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。</p> <p>(略)</p> <p>4. 被災地情報 市等は、東日本電信電話株式会社宮城支店の有する通信回線等を活用して、臨時の情報ネットワークを提供し、被災地での生活等に必要な情報の流通を支援する。</p>	<p style="text-align: center;">第 28 節 電気通信施設災害応急計画</p> <p>(略)</p> <p>1. 応急対策の内容 通信施設の被害が発生した場合は、最小限の通信の確保を行うため。次の各号の措置をとる。 ア 非常用可搬形交換装置の出動 イ 衛星通信装置、可搬型無線装置などの出動 ウ 移動電源車の出動 エ 応急ケーブルによる措置</p> <p>(略)</p> <p>2. 応急措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 特設公衆電話の設置 ア 各市町村指定の避難所等に、必要に応じて特設公衆電話を設置する。 イ 孤立化する地域をなくすため、地域ごとに特設公衆電話を設置する。 (削除)</p> <p>ウ 広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p>	<p>節繰り上げ 新頁 169～</p> <p>内容適正化 ※文言修正（関係機関調整）</p> <p>内容適正化 ※文言修正（関係機関調整）</p> <p>内容適正化 ※項目削除（関係機関調整）</p>
181	1部 2章 公助 30節 ガス施設災害 害応急計画	<p style="text-align: center;">第 30 節 ガス施設災害応急計画</p>	<p style="text-align: center;">第 29 節 ガス施設災害応急計画</p>	<p>節繰り上げ 新頁 171～</p>

旧頁	節	中間案	修正案	備考																
183	1部 2章 公助 31節 下水道施設災害応急計画	第31節 下水道施設災害応急計画	第30節 下水道施設災害応急計画	節繰り上げ 新頁 173～																
185	1部 2章 公助 32節 交通施設災害応急計画	第32節 交通施設災害応急計画	第31節 交通施設災害応急計画	節繰り上げ 新頁 175～																
187	1部 2章 公助 33節 JR鉄道施設災害応急計画	第33節 JR鉄道施設災害応急計画	第32節 JR鉄道施設災害応急計画	節繰り上げ 新頁 177～																
190	1部 2章 公助 34節 住宅応急対策計画	第34節 住宅応急対策計画 (略)	第33節 住宅応急対策計画 (略)	節繰り上げ 新頁 180～ 内容適正化 ※体制整理・項目削除																
		1. 実施機関及び担当業務 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務企画部</td> <td>(応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関する事 ・ 応急仮設住宅の入退去その他の管理に関する事</td> </tr> <tr> <td>財 政 部</td> <td>(契約班) ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関する事 (財産管理班) ・ 応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関する事 (応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関する事 ・ 応急仮設住宅の入退去その他の管理に関する事 (応急修理住宅班) ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する事</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	総務企画部	(応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関する事 ・ 応急仮設住宅の入退去その他の管理に関する事	財 政 部	(契約班) ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関する事 (財産管理班) ・ 応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関する事 (応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関する事 ・ 応急仮設住宅の入退去その他の管理に関する事 (応急修理住宅班) ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する事	(略)	(略)	1. 実施機関及び担当業務 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務企画部</td> <td>(応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関する事 ・ 応急仮設住宅の入退去その他の管理に関する事</td> </tr> <tr> <td>財 政 部</td> <td>(契約班) ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関する事 (財産管理班) ・ 応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関する事 (応急修理住宅班) ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する事</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施機関	担当業務	総務企画部	(応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関する事 ・ 応急仮設住宅の入退去その他の管理に関する事	財 政 部	(契約班) ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関する事 (財産管理班) ・ 応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関する事 (応急修理住宅班) ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する事	(略)	(略)	
実施機関	担当業務																			
総務企画部	(応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関する事 ・ 応急仮設住宅の入退去その他の管理に関する事																			
財 政 部	(契約班) ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関する事 (財産管理班) ・ 応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関する事 (応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関する事 ・ 応急仮設住宅の入退去その他の管理に関する事 (応急修理住宅班) ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する事																			
(略)	(略)																			
実施機関	担当業務																			
総務企画部	(応急仮設住宅班) ・ 応急仮設住宅の入居者の募集及び審査に関する事 ・ 応急仮設住宅の入退去その他の管理に関する事																			
財 政 部	(契約班) ・ 応急対策用資機材、物品の調達及び緊急工事の契約に関する事 (財産管理班) ・ 応急仮設住宅建設用地の確保、リストアップに関する事 (応急修理住宅班) ・ 住宅の応急修理及び障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する事																			
(略)	(略)																			

旧頁	節	中間案	修正案	備考
(193)	1部 2章 公助 34節 住宅応急対策計画	<p>(つづき)</p> <p>(略)</p> <p>3. プレハブ仮設住宅の建設〔財政部、健康福祉部、都市整備部〕</p> <p>(略)</p> <p>(8) プレハブ仮設住宅に関する事務フロー 〈災害救助法が適用され、宮城県が建設する場合〉</p>  <p>(略)</p> <p>4. 借上げ民間賃貸住宅〔総務企画部、財政部、健康福祉部〕</p> <p>宮城県が借り上げた民間賃貸住宅を、貸主、県、被災者の三者契約により応急仮設住宅として供与するものであり、受付期間の設定は、避難者数の推移やプレハブ仮設住宅等の入居状況などを考慮しながら調整を行う。</p>	<p>(つづき)</p> <p>(略)</p> <p>3. プレハブ仮設住宅の建設〔財政部、健康福祉部、都市整備部〕</p> <p>(略)</p> <p>(8) プレハブ仮設住宅に関する事務フロー 〈災害救助法が適用され、宮城県が建設する場合〉</p>  <p>(略)</p> <p>4. 借上げ民間賃貸住宅〔総務企画部、健康福祉部〕</p> <p>宮城県が借り上げた民間賃貸住宅を、貸主、県、被災者の三者契約により応急仮設住宅として供与するものであり、受付期間の設定は、避難者数の推移やプレハブ仮設住宅等の入居状況などを考慮しながら調整を行う。</p>	<p>内容適正化 ※体制整理</p> <p>内容適正化 ※体制整理</p>

旧頁	節	中間案	修正案	備考
(194)	1 部 2 章 公助 34 節 住宅応急対策計画	<p>(つづき)</p> <p>(略)</p> <p>5. 借上げ公営住宅等〔総務企画部、<u>財政部</u>、健康福祉部、都市整備部〕</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(つづき)</p> <p>(略)</p> <p>5. 借上げ公営住宅等〔総務企画部、健康福祉部、都市整備部〕</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>内容適正化 ※体制整理</p>
(197)		<p>9. <u>建築資材及び建設要員の確保</u></p>	<p>9. <u>人員体制について</u></p> <p>東日本大震災時の経験を踏まえ、応急仮設住宅の入退きの募集及び審査、被災住宅の応急修理及び土石等障害物の除去に係る申請の受付及び審査に関する業務について、大規模災害時においても迅速かつ適切に実施できるよう、他部からの応援も含め職員の体制等を整備する。</p> <p>10. <u>建築資材及び建設要員の確保</u></p>	<p>内容適正化 ※項目追加</p>

旧頁	節	中間案	修正案	備考
198	1部 2章 公助 35節 農林水産業 対策計画	<p style="text-align: center;">第 35 節 農林水産業対策計画</p> <p>(略)</p> <p>3. 林業対策 林道や治山施設等への二次災害を防止するため、関係機関・団体等との連携の下、被害把握、被害情報収集に努め、安全点検、応急復旧を実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第 34 節 農林水産業対策計画</p> <p>(略)</p> <p>3. 林業対策 林道や治山施設等への二次災害を防止するため、関係機関・団体等との連携の下、被害把握、被害情報収集に努め、安全点検、応急復旧を実施する。 また、林道については、生活道路に供される路線を優先的に通行確保することとし、それ以外の路線については交通の危険を防止する必要がある場合、関係法令に基づき、状況に応じて速やかに通行禁止又は制限の措置を講ずる。</p>	<p>節繰り上げ 新頁 188～</p> <p>内容適正化 ※文面追加</p>
200	1部 2章 公助 36節 民生安定の ための緊急 措置に関す る計画	<p style="text-align: center;">第 36 節 民生安定のための緊急措置に関する計画</p> <p>(略)</p> <p>25. 人員体制について (略)</p>	<p style="text-align: center;">第 35 節 民生安定のための緊急措置に関する計画</p> <p>(略)</p> <p>25. 被災者台帳の作成及び活用（被害が甚大な場合） 災害対策基本法第 90 条の 3 及び第 90 条の 4 の規定により、災害による被災者の総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した「被災者台帳」を作成する。 (1) 被災者台帳に記録する情報 ア 氏名 イ 生年月日 ウ 性別 エ 住所又は居所 オ 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況 カ 援護の実施の状況 キ 電話番号その他連絡先 ク 世帯の構成 ケ リ災証明書の交付の状況 コ その他被災者の援護の実施に関し必要と認める事項 (2) 被災者台帳の活用方法 被災者台帳の基盤となる情報システムは総務企画部が整備した上で、区本部及び各部において被災者の情報や援護の実施状況等の情報を登録し、総合的かつ効率的な被災者の各種支援に活用する。</p> <p>26. 人員体制について (略)</p>	<p>節繰り上げ 新頁 190～</p> <p>改正災対法の反映 内容適正化 ※被災者台帳の位置づけ明確化</p>

旧頁	節	中間案	修正案	備考				
214	1部 2章 公助 37節 公共施設等の災害復旧及び財政援助の確保	第 37 節 公共施設等の災害復旧及び財政援助の確保	第 36 節 公共施設等の災害復旧及び財政援助の確保	節繰り上げ 新頁 204～				
217	1部 2章 公助 38節 復興に関する計画	第 38 節 復興に関する計画	第 37 節 復興に関する計画	節繰り上げ 新頁 207～				
220	2部 1節 道路災害対策	第 2 道路災害の応急対策〔関係局区〕 1. 組織・動員 (略) 〈警戒対象部局〉 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td>道路災害</td><td>総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局 建設局 消防局 関係区</td></tr></table>	道路災害	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局 建設局 消防局 関係区	第 2 道路災害の応急対策〔関係局区〕 1. 組織・動員 (略) 〈警戒対象部局〉 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td>道路災害</td><td>総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 健康福祉局 建設局 消防局 関係区</td></tr></table>	道路災害	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 健康福祉局 建設局 消防局 関係区	内容適正化 ※体制整理
道路災害	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 健康福祉局 建設局 消防局 関係区							
道路災害	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 健康福祉局 建設局 消防局 関係区							
228	2部 2節 海上災害対策	3. 仙台市の海上災害応急対策 (略) (1) 組織・動員 (略) 〈警戒対象部局〉 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td>海上災害</td><td>総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 環境局 消防局 宮城野区 若林区</td></tr></table>	海上災害	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 環境局 消防局 宮城野区 若林区	3. 仙台市の海上災害応急対策 (略) (1) 組織・動員 (略) 〈警戒対象部局〉 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td>海上災害</td><td>総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 環境局 消防局 宮城野区 若林区</td></tr></table>	海上災害	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 環境局 消防局 宮城野区 若林区	内容適正化 ※体制整理
海上災害	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 復興事業局 環境局 消防局 宮城野区 若林区							
海上災害	総務企画局(危機管理室、広報課、庶務課) 環境局 消防局 宮城野区 若林区							
264	2部 8節 その他の災害対策	第 2 放射性物質災害の対策〔消防局〕 本項では、本市域内における以下の放射性物質の事故による災害に対し、市民の生命、身体、財産、又は環境を保護するほか、市民の不安を解消するために必要な事項について定める。	第 2 放射性物質災害の対策〔消防局〕 本項では、本市域内における以下の放射性物質の事故による災害に対し、市民の生命、身体、財産、又は環境を保護するほか、市民の不安を解消するために必要な事項について定める。 <u>なお、市域外の原子力施設での事故に伴う本市域内への影響にかかる災害対応については、原子力災害対策編による。</u>	パブコメ反映 ※計画構成整理				